

議 事 日 程 (第 4 号)

令和3年2月18日(木曜日) 午前10時 開議(本会議)

日程第 1 ※一般質問

※一般議案

日程第 2 議第 9号 令和3年度遊佐町一般会計予算

日程第 3 議第10号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

日程第 4 議第11号 令和3年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算

日程第 5 議第12号 令和3年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算

日程第 6 議第13号 令和3年度遊佐町介護保険特別会計予算

日程第 7 議第14号 令和3年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 8 議第15号 令和3年度遊佐町水道事業会計予算

※条例案件

日程第 9 議第16号 遊佐町中小企業緊急経済対策利子補給等基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について

日程第10 議第17号 遊佐町西浜コテージ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第18号 四季の森「しらい自然館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第19号 遊佐町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議第20号 遊佐町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

※事件案件

日程第14 議第29号 町道路線の認定について

日程第15 議第30号 町道路線の廃止及び認定について

日程第16 議第31号 町道路線の廃止及び認定について

日程第17 議第32号 遊佐町役場新庁舎建設工事に係る請負契約の一部変更について

日程第18 議第33号 遊佐町役場新庁舎外構工事に係る請負契約の一部変更について

日程第19 議第34号 酒田地区広域行政組合格約の一部変更について

日程第20 議第21号 鳥海ふれあいの里保養施設の指定管理者の指定について

日程第21 議第22号 四季の森「しらい自然館」の指定管理者の指定について

日程第22 議第23号 遊佐町西浜コテージ村の指定管理者の指定について

日程第23 議第24号 遊佐町ふれあい広場の指定管理者の指定について

日程第24 議第25号 遊佐町十六羅漢公園の指定管理者の指定について

日程第25 議第26号 遊佐町総合交流促進施設の指定管理者の指定について

- 日程第26 議第27号 遊佐町農林漁業体験施設の指定管理者の指定について
 日程第27 議第28号 ゆざ元町地域交流センターの指定管理者の指定について
 日程第28 ※予算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第4号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	齋	藤	弥	志	夫	君	12番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時	田	博	機	君	副 町 長	本	宮	茂	樹	君
総 務 課 長	堀			修	君	企 画 課 長	高	橋		務	君
産 業 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	佐	藤	啓	之	君	地 域 生 活 課 長	畠	中	良	一	君
健 康 福 祉 課 長	中	川	三	彦	君	町 民 課 長	高	橋	晃	弘	君
会 計 管 理 者	佐	藤	光	弥	君	教 育 長	那	須	栄	一	君
教 育 委 員 会	高	橋	善	之	君	農 業 委 員 会 会 長	佐	藤		充	君

教 育 課 長
選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長

石 垣 ヒ ロ 子 君 代 表 監 査 委 員 金 野 周 悦 君

☆

出 席 し た 事 務 局 職 員

事 務 局 長 佐 藤 廉 造 議 事 係 長 東 海 林 エ リ 書 記 菅 原 悠

☆

本 会 議

議 長（土門治明君） おはようございます。ただいまより本会議を開きます。

（午前10時）

議 長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、昨日の2月17日に引き続き一般質問を行います。

3番、佐藤俊太郎議員。

3 番（佐藤俊太郎君） 元気とは、心身の活動の源となる力、心と身体の活動の源となる力とデジタル大辞泉の解説であります。朝一番、元気を出してまいります。よろしく願いいたします。

第542回遊佐町議会定例会一般質問において、マツ材線虫病について一般質問を実施いたしました。その際、通告書にマツの材線虫病、マツは片仮名のマツ、その次に野原の野、平仮名、材線虫病、漢字と記載し、壇上においてもマツの材線虫病と発声をいたしました。病名についてさらに調査した結果、平仮名のものを記載しないマツ材線虫病表記が大多数でありました。よって、今後はマツ材線虫病と記載、発声することをこの場で申し述べさせていただきます。

それでは、通告に従いまして質問を実施いたします。まずは、町道248.1キロメートル及び町内を通る国道、県道を深夜を問わず、また1月9日には大雪による緊急対策本部を速やかに立ち上げ、除雪に対応している担当係、関係各位に感謝と敬意を表するものであります。ありがとうございます。

それでは、1、除雪事業の現状と今後の課題についてお伺いいたします。2020年遊佐町の統計によりますと、65歳以上の独り暮らしの方は1,200人、老人夫婦のみの世帯596世帯となっております。このような高齢化社会においては、他の自治体でもいろいろな対策を講じています。車道部分から除雪車により寄せ

られた雪の塊の処理、つまり間口除雪は町としてどのように対応するかお伺いいたします。

次に、集落内自主除雪作業に対する助成についてお伺いいたします。自主除雪作業支援事業は、今シーズン何団体から申請がありましたか。また、過去5年間の申請数、稼働日数、助成金等をお伺いいたします。

次に、排雪作業についてお伺いいたします。町では、排雪作業の実施基準を有しているのでしょうか。また、現在町内3か所に設定されている排雪場所を増やす予定はございませんでしょうか。

次に、まちづくりセンターに配置された小型除雪機の貸出し状況についてお伺いいたします。

さらに、雪かき応援事業、通称ボランティア除雪の実施状況と今後の課題をお伺いいたします。

第2番目、外国人技能実習生の現状についてお伺いいたします。新聞報道ですが、外国人労働者172万人、20年10月末過去最多、増加率は鈍る、厚生労働省は29日、1月29日でございます。2020年10月末時点の外国人労働者が前年比4.0%増の172万4,328人だったと発表しました。前年と比べて6万5,524人増え、07年に届出が義務化されて以降過去最多を更新した、人手不足を背景に採用増の流れは続くが、増加率は前年の13.6%から大きく鈍化、新型コロナウイルス感染拡大に伴う雇用情勢悪化が影響した等々記載されておりまして、都市部に集中している傾向がある。本県は、4,744人で、このうち技能実習生が2,641人となっているという報道でございます。現在、町内で実習中の人数と出身国についてお伺いいたします。

さらに、遊佐町民として最長5年間居住する可能性があります、その処遇に関する施設をお伺いいたします。

以上、よろしくご答弁をお願いいたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。本当にしばらくぶりに寒さがまたぶり返してきました。東北、このエリアはそんな大雪ではないのですが、どうも九州とか中国地方大変な雪で、道路も大変な事故が起きているという情報ありますので、爆弾低気圧が通過した後のこの気象が最近どうも厳しいなという思いをしているところであります。佐藤俊太郎議員からは、元気を出してという話がありましたので、私もしっかりと答えさせていただきたいと思っております。

初めに、町道の除雪についての質問でありました。今年度は、1月初旬から近年にない大雪となっており、特に1月9日未明からの大雪については、24時間降雪量も白井新田で32センチ、遊佐で37センチを記録し、町では1月9日、土曜日でありましたが、正午に豪雪対策本部を設置したところであります。町道において、安全確保のため、一定期間ではありましたが、一部通行止めの規制を行ったところもございません。町道除雪については、その日の午前4時の積雪で10センチ以上あった場合除雪作業を行うこととし、通勤、通学の時間帯に間に合う午前7時までに作業完了するようにしております。除雪の方法としては、限られた時間と機械の中で行うため、道路脇に雪を堆積するかき分け除雪の方法で除雪を行っており、各家庭の出入口に堆積した雪については、各家庭のご協力をいただき、処理をさせていただいております。なお、過年度においては、道路の通行上に配慮して町道の排雪も実施したときもありました。また、集落内の狭隘な道路や生活道路については、集落で自主的に小型除雪機やトラクターなどを使用し、除雪のご協力をいただいた場合、機械の燃料費相当分を助成する自主除雪作業支援事業を平成13年度より実施しております。なお、自主除雪事業の周知については、今季シーズン前に全集落の区長を対象とした除雪説明会を

開催し、ご協力をお願いしているところであります。

次に、各まちづくりセンターに配置されております小型除雪機についてでございますが、小型除雪機は平成25年度より配備されており、希望があれば各集落への貸出しが可能となっておりますので、ぜひ有効に活用していただきたいと思っております。

次に、ボランティア除雪の実施状況と今後の課題についてでございます。本町では、地域に居住する高齢者世帯等虚弱なお年寄りの方々が冬期間の生活を安心して過ごせるよう、生活道路の確保を地域ぐるみで行うことを支援するため、平成21年度から雪かき応援事業を実施しております。本事業については、1日1,000円、上限1万円の奨励金が設けられておりますが、あくまで地域での助け合いの自主性に対する報奨金であり、労働の単価という認識はいたしておりません。雪かきの範囲も玄関から公道までの間といった生活に直接密着した箇所としており、駐車スペース等は範囲外とさせていただいております。今後の課題としては、区長さんへ事業説明会の場などで1日当たりの単価や上限金額について見直しをしてほしいのご意見等もいただいておりますので、考えていかなければならないと思っております。最近は人力ではなく機械を使っただけの除雪を実施するケースも多く、積雪の多い年などは赤字になってしまうこともあると伺っております。今後、除雪作業の実態について調査を行い、単価や上限金額について検討を加えていく必要があると考えております。

2問目の質問でありました外国人技能実習生の我が町の現状という質問でありました。現在、遊佐町で実習中の外国人技能実習生は32名で、ベトナム国籍の実習生が27人、フィリピン国籍の実習生が5人となっております。外国人技術実習制度は、国が管轄しているため、産業課としては特別な施策は実施しておりませんが、その所管の法務省と厚生労働省では、コロナ禍により技能実習生の雇用が困難な事業所には、雇用維持に努めるための雇用調整助成金の活用や実習が困難になった技能実習生に対する再就職支援、いわゆる雇用維持支援、そして感染した実習生への在留資格変更などの措置を行っております。当町でも、10万円の特別給金の交付やプレミアム付き商品券の発行を行っております。また、法律では技能実習生の保護として人権侵害行為等についての禁止規定や罰則を設けており、電話または電子メール等での母国語相談窓口の設置により、技能実習生がいつでも相談できる体制が整えられているところであります。なお、企画課所管で行っている外国人技能実習生への支援事業としては、遊佐町国際交流推進協議会がNPO法人いなか暮らし遊佐応援団へ委託している国際理解事業で日本語講座を行っております。日本語講座の学習者は12月時点で16名、このうち11名が技能実習生となっております。令和元年度の学習者の主な実績は、日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベルである日本語能力試験3級の合格者が3名、このほか施設園芸学科試験専門級の合格者が6人、施設園芸学科試験初級の合格者が6人となっております。NPO法人いなか暮らし遊佐応援団では、国や県からの情報や新型コロナウイルスに関する情報も日本語講座を通して情報提供を行っているほか、遊佐町での暮らしのサポート窓口として随時相談への対応も行っているところでございます。

以上であります。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 説明ありがとうございます。

間口除雪の件に関してでございますが、当町では寄せられた雪に対しては各処理を依頼をしているとの

ご説明でございました。しかし、先ほど私申し上げましたが、65歳以上の独り暮らしが多い、また老人夫婦の家庭が多いという現状を踏まえすと、なかなか個人にお任せをするということが今後はできかねるのではないのかなと思ってございます。私自身も65歳以上の高齢者でございますが、まだまだ大丈夫で、今日も自分のうち等々を除雪をしてまいりました。しかし、これが寄せられた雪までと思うと、これはかなり人力では大変だ。実際今シーズンは小型除雪機械を入手したので、それでやっておりますが、やはりそういう機械がないご家庭においてはもちろん人力でやらなければならないわけです。これについてやはり、今現在はそうかもしれませんけれども、今後の施策としていかがお考えかご答弁をお願いしたいと思います。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 今実は各まちづくり協会で、西遊佐が先鞭をつけましたけれども、いわゆるエプロンサービスプラス冬もやっぱり間口の除雪等、地域でやっぱりみんな応援しましょうという制度がもう既に西遊佐は始まっております。それから、稲川地区でもおたがいさま稲川というのですか、そういう事業が始まると伺っていますし、遊佐のまち協でもその準備を進めているという情報も寄せられております。

私は、施政方針等で申し上げましたが、地域でやっぱりよそごとではなくて私ごととして考えてお互い助け合いましょうという、そんな組織が今各まち協を中心に町でスタートし始めているということ大変心強く思います。それまさに共助の一つだと思っておりますが、町としてやっぱり町道等については、では公で何をやるのかという手順もありますけれども、圧倒的にやっぱり人口に比して職員とかその体制はそんな恵まれた体制はまだできていないと思っておりますので。除雪に関しては、私が就任以来は、もう秋に各区長さんを回って除雪数の図面を配付しながら、提案と問題があれば、それらをまた現地に担当職員と一緒に邪魔をしながら集落の課題等について意見をいただいているという、かなりきめ細かな対応してきていますので、それら等で足りないところについてやっぱり今地域でそういう事業がスタートし始めているということは、町が行う雪かき応援隊プラスそういう制度も始まっているということに大変ありがたく思っているところです。この雪国で全てが町で行うということ自体が大変きつい時代も来ると思いますが、できればまずは、私も隣のうちの除雪かなり踏み込んで行っております、独り暮らしの方ですので。息子さんは遊佐には住んでいるのですけれども、なかなか自分のうちの実家にまでは手が回らないという状況らしいので、それら等やっぱり福祉会との相談等も民生委員等と一緒にやるときは相談してくださいねという声をかけながら、お互い隣同士そのような形でいければありがたいと思っております。

以上であります。

議 長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

ただいま町長の答弁でも触れられましたけれども、除雪シーズン前の準備について少しご説明をさせていただきます。毎年11月の中旬になりますと、各業者の担当除雪路線につきまして、業者ごとの個別のヒアリングを行っております。内容としましては、除雪路線の確認、路線ごとの障害物の確認、そして前年度の反省事項等の確認を行っております。その後11月の下旬になりますと、除雪委託業者全社が参集の下、酒田警察署、遊佐交番、そして酒田地区の広域行政組合消防署遊佐分署さんよりおいでいただきまして、除雪に当たっての注意事項などご説明をいただいております。毎年除雪連絡調整会議という

ことで開催をさせていただいております。今年度につきましては、11月20日実施してございます。また、町内6地区の区長会のほうへ除雪担当者、土木係になりますけれども、赴きまして、当年度の除雪路線の確認、そして土日、祝日、夜間における除雪要請の確認、そして自主除雪の申請手続、そして排雪場所の確認などを区長全体会のほうでご説明をさせていただけるところでございます。

間口除雪についてお尋ねでありました。間口除雪につきましては、町長答弁にもありましたとおり、限られた時間と限られた機械の台数で行うため、各家庭の出入口に堆積した雪につきましては、各家庭のご協力によりまして処理をさせていただいております。町内には、町道以外に、国道、そして県道もございません。除雪機械で間口除雪行うとした場合ですけれども、町道沿いの住民と、そして国道、県道沿いの住民との間に不公平感が生じないように対応することも必要になってきます。国と県と町は、なかなか難しいのではないかなというふうに思っております。間口除雪につきましては、今後もこれまでどおりご協力いただくとともに、高齢者世帯の皆様におきましては雪かき応援事業をご活用いただきまして、ご協力をお願いできればというふうに思っております。なお、間口除雪で一番お困りになっているのは、高齢者世帯や障がいをお持ちになっている方でございますので、今後とも除雪担当課と健康福祉課との連携を図りながら対応していくことが大切なのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） ただいまご説明いただき、きめ細やかに対応なさっているということが分かりました。されど言わせていただければ、昨日11番議員がデジタル化、ICT等々の質問等ございました。この除雪に関しましても、GPS搭載のスマートフォンを活用した間口除雪、こういうパンフレットがございます。これは、当山形県の寒河江市と新庄市で実施している事業というふうに記載されています。「GPSを活用し、高齢者や障がい者の家の前に雪を置かない道路除雪を開始した。地図上で位置や軌跡を確認できる除雪車が高齢者や障がい者などの対象世帯に近づくとスマートフォンのアラームが鳴り、画面にメッセージが表示される仕組み。寒河江市は要介護3以上の独居高齢者を、新庄市は独居高齢者や身体障がい者を対象世帯として平成29年9月から運用を開始した」、このように記載されております。やはり現代ICT等を有効に活用するというのが行政に課せられた使命でもあるのかなと思いますので、ご検討をお願いしたいと思います。さらには、除雪する際の排土板がかなり自由自在に移動できる。その場所に来た際には、ブレード、角度を変えるだけで置かない状況が作り出せる等の機種もあるようでございます。機種の選定及びICTを活用した情報等採用していただきたいと思いますが、この件についてはいかががお考えでございましょうか。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

GPS付きの除雪機械というご提案でございました。以前町でもGPSとはいきませんけれども、高齢者世帯の間口のところに赤い旗、三角旗ということで竹につけた形で、オペレーターが分かるような形で表示させていただいて、対応一回実施したことございました。ところが、赤い旗立てたときにこのうちは高齢者世帯ですよということで明らかにそういう形になったものですから、押し売りとかで、そのような形で様々問題が出てきました。そのようなことが生じまして、赤い旗を設置するのをやめた経過がござい

ます。今GPSということでお話しいただきましたので、先進地のまず寒河江市さん、新庄市ということで今ご提案ありましたので、町のほうでも少し情報を収集しまして、研究をさせていただきたいと思っております。また、排土板様々ございます。開いたり閉じたりということで、もう一つ、間口除雪置かない場合、シャッター付きの、左にシャッターついていて、このうち間口には置けないという場合は、シャッターついて、その間口に雪が置かれなような形で、シャッター付きの排土板あるとお聞きしていますので、その辺を含めまして様々な機種検討させて今後対応をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 前向きなご回答をいただきました。よろしくこの件についてはお願いしたいと思っております。

さらに、集落内の除雪作業について質問いたしましたが、もう少し詳しくご説明を願いたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） それでは、自主除雪のこれまでの実績ということですので、私のほうからご答弁させていただきます。

自主除雪作業の支援助成につきましては、集落内の狭隘な町道、そして生活道路におきまして、町で所有する除雪ドーザーで除雪ができない道路につきましては、集落のほうで小型除雪機やトラクターなどを使用して除雪した場合、機械の燃料費相当ということで稼働1時間当たり1,000円といたしまして、12万円を限度として各集落のほうに助成をさせていただいております。この事業につきましては、平成13年度から実施してございます。発足当時は1集落1万円を限度として始めておりますが、その後限度を2万円、10万円、そして平成30年度より限度額を12万円ということにしております。

今シーズンの受付件数でございますけれども、今年度は69集落のほうから申請をいただいております。また、過去5年間の申請件数等の実績ということでございますけれども、稼働日数につきましては1時間当たりの燃料代への助成としておりますので、稼働時間で集計しておりますので、稼働時間にてご報告をさせていただきたいと思っております。まず、平成27年度ですけれども、66集落から申請ございました。稼働時間が3,015時間、助成金のほうが286万4,000円、28年度につきましては68集落、稼働時間が2,676時間、助成金のほうが265万1,000円、平成29年度71集落申請ございました。稼働時間が4,614時間、助成金のほうが429万1,000円、平成30年度71集落から申請ありました。稼働時間が3,804時間、助成金のほうが373万5,000円、そして昨年度申請件数が70集落、去年は少雪でございましたので、稼働時間のほうは983時間、助成金のほうは98万3,000円という実績となっております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 私は、この申請数が大体70前後で推移をしているということをお聞きして予測が少し外れまして、私はだんだん、だんだんこれは多くなっているのではないかと思った次第でございますが、まず同数程度の推移ということで、共助部分だと思います。これに町、町というか、自分たちでの自主作業をする、今後やはりこの部分を多くすることによってきめ細やかな除雪ができるのではないの

かなど。引き続き区長会において説明をして本事業が活性化するようにお願いいたします。

それでは、先ほど排雪作業についてお伺いいたしました。この排雪作業及び排雪箇所の問題についてご答弁をお願いいたします。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） 先ほど排雪場所を増やせないでしょうかというご質問でございました。町の排雪の基準につきましては、現在有してございません。排雪作業につきましては、除雪作業と比べまして多くの人手と重機等の手配が必要になってきます。また、排雪作業を行うためには、除雪委託業者と事前に作業の打合せを行ったり、排雪作業に伴って通行規制伴ってきますので、集落等への事前の周知を行うなど、早急に作業へ取りかかることができないことから、まずは排雪作業を実施する前に車道の幅員が狭い路線につきましては、ロータリ除雪車による幅出しを業者のほうへ指示をさせていただいております。幅出し作業によっても車道の確保や通学路の確保が難しいと判断した場合には、道路状況を十分に把握した上で、必要に応じ、排雪作業を実施することとしてございます。

これまでの排雪事業の実績でございますけれども、ちょうど南光坊線ということで、いわゆる吹浦小学校の通学路の学校坂でございます。現地は、急坂な上、路肩の雪で幅員が狭くなりまして、車両の往来時、児童の通学時や下校時に危険があったこと、また車両同士の交差が困難になったということで、平成23年度に排雪の作業を実施してございます。

また、排雪場所を増やせないのかというご質問をいただきました。現在、排雪場につきましては、サン・スポーツランド遊佐駐車場、そして遊佐町民スポーツ広場東コート駐車場、そしてあぼん西浜前駐車場の3か所となっております。排雪場所としましては、町有地もしくは町関連施設で冬期に冬場に使用することがなく、これに至る道路条件もよく、多くの雪を堆積できる箇所というのが条件となってきます。それを考慮いたしまして、排雪場所として決定してございます。排雪場所につきましては、河川敷も考えられますが、河川敷につきましては河川管理者であります山形県からの許可が必要となってきます。河川敷へ排雪しますと、河積の減少が伴うことや融雪の際の出水の懸念などあるようで、協議を経て条件が整えば可能というふうにお聞きしてございます。排雪の利便性を向上させるためには市街地にも設置できればいいと思いますが、一定面積を持つ町有地や排雪場所までの一定幅員を持つ町道が接続された適地が見当たりございませんので、これまでどおり3か所への排雪場所への雪の排雪をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） まず、ご検討をお願いをいたしたいと思っております。

それに次に、まちづくりセンターに配置された小型除雪機の貸出し状況についてももう少しご説明をお願いしたいと思います。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

なお、企画課長については、昨日同様着席のまま答弁することを許可いたします。

企画課長（高橋 務君） それでは、着席のまま答弁させていただきます。

まちづくりセンターの小型除雪機につきましては、平成25年の配置をした当初から貸出しが可能という

ふうなことで、要綱も作りながら対応してきたところでございますが、これまで昨年までは借用の実績が、貸出しの実績がございませんでした。今年度1件、吹浦地区で1回貸出しの実績があるというふうなことでございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） これは想像どおりでございます。なぜかという、非常に、物はありますけれども、使いにくい。自走式といいますけれども、公道を速やかに移動できるわけでもございません。借りる際には、除雪機を運搬する車両が必要となります。この運搬する車両がなければ、これはもう借りに行けないわけです。さらに、この運搬車両を所持している方々は、大体においてトラクターもしくは自己で除雪車をお持ちだ。ですから、吹浦地区で多分近隣で除雪をしたという想像をしておりますが、さらに踏み込んで移動できる車と除雪機をセットで貸出し対応するという構想はございませんでしょうか。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

現時点においては、運搬用の車両とセットにして配置をするというふうな考えは持っていないところでございます。議員おっしゃったとおり、近年でいけば除雪機も一定程度普及をしているというふうなこと、あるいは使うときがやっぱり一斉であるということ、当然まちづくりセンターの駐車場の除雪が最優先というふうに思っているところでございますし、例えばふだん使ったことのない人がでは除雪機を使うかといえ、私もそうですけれども、とても手が出ないというふうなこと、そういった事情がいろいろあるというふうに思っているところでございます。まちづくりセンターで使用していない時間帯につきましては、十分貸出しはできるということでもありますので、こういった制度に今後も周知を図りながら活用を図っていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 慣れが必要だというお話でございます。私、昭和26年生まれでございます。生まれたときは歩けませんでした。当然でございます。全て何事も最初はあります。それを恐れているは文明の利器に接するという機会を失ってしまうのではないかと、そのように考えて、貸出しする際には事前に講習をさせる等々の方法もあると思います。さらには、まちづくりセンターにおいて、以前まちづくりセンターで使用できる車両を必要としているのだというような声も聞こえてきました。それらも考慮した上で、さらなるご検討をお願いをしたいと思います。

次に、ボランティア除雪のことについて、現状と今後の課題についてお伺いをいたします。

議長（土門治明君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

ボランティア除雪ということですが、町としては雪かき応援事業という名称で実施をしているものでございます。町長答弁にもございましたとおり、平成21年度から実施をしている事業でございます。過去5年間の実績を申し上げますと、平成27年度におきましては、112個人、4団体が登録をしております。実働したのは96個人、4団体でございます。要支援者数は、登録人数が130人、実働人数は112人でございます。支払い金額としては、92万2,000円という状況でございます。平成28年度、登録者112個人、5団体、実働が82個人、5団体、要支援者数は登録が139人、実人数は113人、86万7,000円でございます。

平成29年度、登録者が126個人、4団体、実働が99個人、4団体、要支援者数は136人登録の実働132人、128万6,000円でした。平成30年度、登録者数が113個人、4団体、実働が93個人、4団体、要支援者数は登録が163人、実働は135人でございまして、117万8,000円ということであります。令和元年度、登録者が111個人、5団体、実働が58個人、3団体、要支援者数は145人登録の87人実人数、報奨金は31万円という状況でございます。

以上です。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 昨年度は、非常に雪が少なくありました。実を申しますと、今朝も私、自分のところこの対象のところを雪かきをしてまいりました。本来本当にボランティアだということを思っておりましたが、最後のほうになったら報奨金が出るのだよということで少しびっくりしたのも事実ではございますが、これも共助、共に助け合うという一端だとは思いますが。しかし、先ほど私申し上げました。今現在まだ動けます。しかし、今後さらにこれが続けられるかということ、それはもうクエスチョンマークです。先ほど来申し上げていますが、高齢化が非常に多くなって、ボランティアをする人間ももちろん1年1年、1歳1歳年を取るのがもう当たり前の話ではありますが、今度は逆にボランティアをされる側にもう回る可能性が非常に大きいわけです。これらを勘案して、果たしてこの事業が今後継続するのかどうか。やはり5年、10年先を見越して対応をしたほうがよろしいのではないのかなということをお考えでございますか。

議長（土門治明君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

本事業におきましては、手順としまして、該当する高齢の方で、なかなか自ら除雪をするということが困難な方については、民生児童委員さんを通じながら役場のほうに登録をしていただいて、民生児童委員さんの調整によりまして応援をしてくださる方を指定していただきまして、この事業を実施するという手順になってございます。議員おっしゃられるように、ボランティアということでありまして、それをする側の方も年々高齢化していくということについては私どもも認識はしているところでございますが、現在のところ登録者数の推移については若干増える状況でございまして、それに伴いまして要支援者数についても若干ではありますが、増える傾向がございまして。そのようなことで、まず現在続けているこの事業については、まだしばらく地元の方々から頑張っていただけるのかなという見込みでございまして、続けられるだけ続けていただきまして、また大変な状況になりましたら、そのときに次の手だてを考えていくということだと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 分かりました。私も老体にむち打って頑張りたいと思います。

平成25年3月に国土交通省が地域除雪活動実践ガイドブックなるものを出しております。いろいろ書いてあります。「地域の除雪に関しては、自助、共助、公助のバランスが重要になります。しかし、近年は高齢化により自助力が縮小し、過疎化により共助力も縮小する傾向にあります。また、厳しい財政状況により公助力にも限界があります」という記載がございまして。しかし、やはりこの除雪に関しては弱者が困らないような思いやりのある除雪体制を取っていただきたく、この項目については終わりたいと思います。

ありがとうございます。

それでは次に、外国人実習生の現状について、ベトナム国籍の方が27名、フィリピン国籍の方が5名ということでございます。この方たちは、課税対象になっているのでしょうか。どうなのか、それをお尋ねいたします。

議 長（土門治明君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） お答えいたします。

こちらの皆様は、全て遊佐町に住民登録をしておられます。また、所得が生じまして、こちらのほうで把握できた場合には、当然住民税等を課税させていただくということになっております。

議 長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 遊佐町の全人口、令和2年の12月末現在で1万3,396人分の32町民であるのは、これは当然のことと存じます。さらには、町民の義務である納税を果たす。しからば、納税義務を果たすということは権利が生じる。その権利、つまり町からの補助、扶助等々一般町民には手厚いものがあると存じ上げておりますが、この方々たちに特別なものというものはございますでしょうか。各課、福祉課、企画、多々あると思えますけれども、何か該当するものがございますでしょうか。ご答弁をお願いします。

議 長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えいたします。

外国人技能実習生を対象とする言ってみれば特別な事業といたしますか、そういったことは特に町では準備をしていないというふうなことであります。国際交流事業の一環として、NPO法人に委託をした語学研修講座、こういったものはございます。

議 長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） NPO法人等々の関係で語学講座、それからはっきりした何か優遇というか、処遇というか、そういうものがもしございましたらご紹介を願いたいと思います。

議 長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） これもNPO法人いなか暮らし遊佐応援団の事業になりますけれども、この応援団では英会話講座と日本語講座を主にやっておりますけれども、こういった講座の参加者を中心にした交流会というふうなことも例年ですと実施をしているところでありまして、そういった場にも外国人技能実習生の皆さんから参加をいただいているというふうな実績はございます。ただ、今年度はコロナ禍で全てこういった事業が中止になっているというふうなことでございます。

議 長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） このコロナ禍という言葉がもう耳に慣れ親しんだという悪い方向の慣れがございましてけれども、まずこのコロナ禍が収束することを願います。また、国や地方公共団体の責務、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律というのが平成28年11月に施行されてございますが、ご存じだと思いますけれども、国及び地方公共団体の責務として、「国の政策と相まって、地域の実情に応じ、技能実習生の適正な実施、機能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を推進するように努めなければならない」というふうに明文化されてございます。安易な安価な労働力ということでは決してないのだ、彼らに遊佐町に来てよかった、次来るときにはまた遊佐町に来ようと

思えるような対応を町として取っていただければ非常に私としてはよろしいのではないのかと思い、今これを発言させていただきましたが、とある自治体のことですが、「技能実習生受け入れに対する自治体の支援と「多文化共生」」、多文化共生という文言で外国人の居住について懸念を示している近隣住民がいるという想定の下での発言ですけれども、「外国人の居住について懸念を示している近隣住民に対して実習先は説明責任を負っている」というふうに記載されています。また、「多文化共生の視点を取り込むことで、実習生の仕事や生活が守られる可能性がある」とございます。報道によりますと、待遇が日本人よりも悪いもしくは契約と全然違っていた等報道がございます。そのようなことは決してないとは思いますが、顔を見知る、交流をすることによって、そういうことも排除できるのではないかと考えてございます。やはり義務を果たしているわけですから、権利部分も一考していただきたいと思い、お願いをして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（土門治明君） これにて3番、佐藤俊太郎議員の一般質問を終わります。

6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） おはようございます。1月27日夜、私の自宅に町民の方からお電話をいただきました。「息子が希望の志望していた高校に無事合格できました。うれしくてついお電話してしまいました。これも遊佐塾のおかげです、きっと」と。志望校に合格できたのは、第一に受験者である中学生の方のご努力とご家庭のサポート、それにももちろん学校の先生方のご指導のおかげであるということは絶対に間違いございません。そこに受験生のために当町が教育に重点を置いて3年前から受験対策の支援制度を生涯学習センターで開設してくださいました。そこで受験生をサポートして下さっていた教育課の皆様と、まさにこの2月にもご指導して下さっている先生方にもこの場を借りて御礼申し上げたいと思います。継続は力なり、この言葉どおりでございます。スタッフが足りない中、SNSでもなく、人材派遣の公募でもなく、それぞれ先生たち、スタッフの方たちの知人、お子様、同級生のネットワークにより先生たちも十分に集まっていっていただきました。これが遊佐力だと思えます。また、支援制度を続けるに当たって、この希望の塾の名称をぜひ遊佐塾と改名お願いできたらとも思いました。ネーミングは大切であり、人の意識の中にまで浸透させるアイテムの一つであることは確かだと思います。遊佐小学校を令和5年4月に統合、遊佐中学校に進級し、初めて高校受験に挑む中学生をサポートするのが遊佐塾、この流れを止めず、未来を担う大切な遊佐町の子供たちにとって確かな教育を平等に安心して受けていける形を構築していただきたいと思います。強く希望いたします。

では、通告に従い、一般質問に入らせていただきたいと思えます。総務省の選挙についてのホームページを調べると、18歳選挙権についてこのように記載されております。「私たちは、18歳になると、みんなの代表を選挙で選ぶことのできる権利が与えられます。これが「選挙権」。そして、その後ある年齢になると、今度は選挙に出てみんなの代表になる資格ができます。これが「被選挙権」。どちらも、私たちみんながよりよい社会づくりに参加できるように定められた、大切な権利です」と実に分かりやすく的確に説明されております。私は、2月議会において、町の過去の議員選挙の投票率など、また投票率アップのためにできることについて議題にさせていただきたいと思えます。適正な選挙をきちんと行っていくということはとても重要なことであって、人が主権を持ち、自らの手で自らの自由と平等を保障するための確かな政治を行うためにとても大切なことであると思えます。

1つ、まず最初に、当町の町議選の平成3年、平成7年、平成19年、平成27年、平成31年の投票率実績をお尋ねいたします。

第2に、投票率を上げるために当町で取り組んでいらっしゃることをお尋ねいたします。お隣の酒田市では、民間企業とコラボレーションして期日前投票行動を市民に促すための取組をしたとの報道は皆様も既にご存じであると思います。2年後に迫る当町の町議選に向けて、地方議員成り手不足解消も課題と言われている中で、投票率の向上を視野に入れることは町会議員成り手不足という問題にも一石を投じるのではないのでしょうか。町民の皆様は今から啓蒙していく必要があると私は議員活動しながら感じておる次第でございます。

3つ目、文部科学省では、青少年のための主権者教育にも力を入れております。主権者として求められる力を育むためのチームも検討チームとして立ち上げております。では、当町はどうでしょうか。中学生、高校生に対しての主権者教育の現状をお尋ねいたします。

4つ目、投票率向上のため、新ロゴのマークのデザインを考えてまいりました。そちらのほうは、後ほど議長の許可を得てお手元に配付させていただきます。あらかじめ議長の許可を取らせていただきました。ロゴは、遊佐町の農産物、海産物、様々な特産品を全国にPRするために大切なマークとなると思います。ロゴを提案することでこれから投票向上率アップにもリンクしていることではないのでしょうか。町の発展とこれからの未来に向けて提案をさせていただきます。

最後に、令和3年度遊佐町施政方針12ページにお示しいただきました高齢の町民の皆様が抱えている自家用車を安全にできるだけ長く運転したいという切なる思いに対応すべく、当町の交通安全対策の一環としての安全運転サポートカーの購入補助を昨年度に引き続き行うという英断をしてくださったことにつきまして、町長はじめ職員の皆様のご尽力と誠意ある日々の対応に心から御礼申し上げます。新車購入のみならず、後づけという自分の持っている車に後からそのサポートカーとしての機能をつけるということは、実は高齢者対策という枠組みだけではなく、日々お孫さんを送迎したり、日々家庭のために祖父母の役割を果たしている高齢者の方たちの一助になると私は思っております。

以上、私の壇上からの質問を終わらせていただきます。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） おはようございます。また元気を出して松永議員に答弁をさせていただきたいと思っております。

庄内町の議員の成り手不足に対する議会の取組がマスコミで大きく取り上げられて、かなり詳しく長い時間放映されました。本当に同じこの庄内の住む者として、庄内町議会は昔から集まる回数も臨時会とか全協とかかなりの回数真摯に集まっていたいただいた議会ですから、その人たち、中には同級生とか知っている方もいらっしゃいますので、ああ、頑張っしてほしいなという、熱く胸心を打たれたところでありました。

さて、遊佐町議会議員選挙の投票率のお尋ねでありました。平成3年度、何と90.54%です。そして、平成7年度、88.53%。ちなみに、斎藤弥志夫議員と私はこの平成7年度の初当選、同期でしたけれども、あの当時88.53%あったということをあまり記憶していなかったもので、すごかったのですね。平成19年には79.31%、平成27年には68.78%、令和元年は63.63%となっております。

投票率を上げるための町の取組についてであります。選挙の執行日や投票の仕方については、広報や

町のホームページへの掲載、入場券の送付、チラシや選挙方法の配布、少年議会議員による防災行政無線を活用した投票の呼びかけなど、様々な啓発を選挙管理委員会から行っていただいているところであります。また、これまで投票日の前の週には2か所で街頭啓発も行っていましたが、今回の県知事選挙ではコロナ禍ということもあり、残念ながら実施をいたしておりません。中高生の啓発ということであれば、我が町には少年議会があり、酒田市内の高校へ出向いて、また遊佐高、そして町内の中学校等で実際に生徒たちが投票箱に投票用紙を入れて、立候補者が見守る中、開票し、結果を公表しております。遊佐高校では、生徒会の選挙のときに実際に投票所で使用している投票箱や記載台を使用し、また選挙管理委員が見ている前で投開票を行い、選挙というものを体験していただいております。さらに、今年度は遊佐中学校の生徒会の選挙についても投票箱と記載台を貸し出したところであり、投票の大切さを少しでも感じてもらうと思っております。18歳になった新有権者への啓発といたしましては、年4回の定時登録の際に毎回パンフレットなどの啓発のための資料を送っていますし、選挙時に選挙時登録で登録される18歳と19歳の有権者に対して啓発のはがきを送って投票を呼びかけているところであります。令和元年度に県選挙管理委員会で高校3年生を対象に行ったアンケートによれば、子供の頃に親と一緒に投票所に行ったことがある高校生が行ったことのない高校生より投票率が10ポイント高いという結果が出ております。この結果を踏まえて、1月の県知事選挙において、子供への投票への意識づくりに親と一緒に来た子供にお菓子つきくじを引いてもらいました。山形放送でも取り上げていただいたこともあり、各投票所とも準備していた20個のお菓子がほとんどなくなった状況にあります。3月の町長選挙に向けては、町民から募集した標語や明るい選挙ポスターに応募していただいた遊佐中学生の作品を入場券や啓発看板、啓発物などへ活用していく予定であります。このような試みを継続していくことによって、若年者の投票率が上がっていくものと期待をしております。

遊佐町の主権者教育の取組としては、先ほど申し上げました少年町長、少年議会の公選事業がすぐに挙げられて、全国的にもこれらは評価をされているところであります。まさに新年度からの中学校の公民の教科書に帝国書院と東京書籍、2社の教科書には遊佐町の少年議会が大きく取り上げられ、一つの東京書籍の教科書には少年町長のコメントまでも載せられると伺っておりますので、またまた交流という形で研修とかの機会が我が町に全国の町村からでもおいでいただければ、その活動をしっかりと周知することができ、発信できるものと思っております。少年町長、少年議員を選出する際には、公職選挙法に基づいた投票方法で行いますので、自分たちの代表を自らの手で直接選び、選ばれた人により有権者へのアンケート等を実施しながら政策が実現される仕組みと伺っております。このことで民主主義を実際に体験、学習することができ、社会構成のシステムを学ぶ機会ともなっております。また、本町の少年議会については、先ほども申し上げました中学校の公民ばかりでなく、現職の国会議員が3名、4名と我が町まで直接に視察においでいただき、ワークショップ等は議員の皆さんと一緒にこの議場で体験をなされておりますので、その中の議員の皆さんからは、東京への要望活動等、少年議会を派遣したほうが効き目があるのではないですかとまで言われた経緯がございました。生徒たちは、教科を学びながら地域に誇りを持ち、現代社会の様々な課題について学習していただいていると考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6 番（松永裕美君） 遊佐町の町会議員選挙のデータを調べましたところ、町長がご答弁いただいたように、平成3年には90.54%、驚くべき数字です。平成7年にはそれが88.53%、これも驚くべき数字です。それが平成19年には79.31%、平成27年には68.78%、平成31年には、天気も悪かったのかもしれませんが、63.63%。これは、当町だけの問題ではございません。私は、このデータを見て最初は驚き、そして平成3年の遊佐町はどのような町会議員選挙を展開していたのだろうと考えました。そして、その後県議会議員選挙。県議会議員選挙においては、当町は庄内の中では三川が65.61%で投票率は庄内では1位、遊佐は2位で65.39%、酒田は57.99%でございます。このパーセンテージだけを切り取れば、90%、80%から60%に下がった遊佐町の町会議員選挙は何なのだという言い方になるかもしれませんが、私は全国的な県知事選挙を少し調べてみました。山形県知事選挙が65.51%のときに、時期を同じくして岐阜県知事選挙投票率48.04%、何と前回の4年前、岐阜県知事選挙は36.39%です。県民の3割しか投票に行かない。山形県は、このコロナ禍、冬季、地吹雪、それでも60%の投票率があるのです。ちなみに、2019年埼玉県知事選挙32.31%、前回より5ポイント高くなりましたということで16年ぶり30%台に、2017年千葉県知事選挙31.1%、2019年大阪府知事選挙49.49%、2017年秋田県知事選挙56.8%、過去最低、2017年秋田市長選挙は51.77%、2018年新潟県知事選挙は58.25%。投票率というのは、その町を、県をつくるものです。そして、遊佐町で6割の投票率を……どうもすみません。声が大きいうというクレームが出たので、少し小さくしゃべります。遊佐町の投票率が6割ということで、選挙管理委員長のほうにお尋ねします。どのような取組をなさっておりますでしょうか。お願いいたします。

議長（土門治明君） 石垣選挙管理委員会委員長。

選管委員長（石垣ヒロ子君） お答えいたします。

投票率向上のために行ってきました啓発活動の主なものとしまして、1つ目としまして、定時登録の際、新有権者に対して啓発のための資料を送付しております。2つ目としまして、選挙時登録の際、18歳、19歳有権者に対して啓発のはがきを送っております。3つ目としまして、遊佐高校生徒会選挙において、実際の記載台、投票箱及び啓発用投票用紙を使用し、町の選挙管理委員会が立会人を務めることで生徒に実際の選挙を身近なものに感じてもらうための啓発活動を実施しております。今年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため通常の街頭啓発活動や出前講座等が難しい状況にありましたので、来月予定されております町長選挙の標語を広く町民の皆さんに公募し、現在役場の庁舎に上げております。啓発看板等に活用することで啓発活動を行っております。また、今年度の明るい選挙啓発ポスターの募集時に遊佐中学校美術部の皆さんが応募してくださった全作品を町長選挙の啓発物品であるティッシュに活用する予定であります。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6 番（松永裕美君） 分かりやすい明瞭な答弁ありがとうございました。私は、当町における選挙に対する意識の高さは、この平成3年の90%のデータに今支えられていると思います。統計の数字はとても大事です。なぜなら、言葉は人の気持ちによって変わっていくからです。数字は、言葉より重く、言葉より響く。数字を基に考察していくことが後々当町のためになると思ったので、数字に対して今回は言及させていただきました。

それから、先ほど選管の委員長、また町長から答弁がございましたように、様々な取組をなさっており

ます。そして、今回は遊佐中学校の生徒会の方と対談することができました。何と遊佐中学校の生徒会では、マニフェストをつくった方が手を挙げ、それを聞いた生徒さんがではこの方に投票しようという、全くもって先進的な活動されておりました。今回制服についてのアンケートの資料がございます。生徒会選挙の公約の際に女子制服のスラックス着用に関するものがありました。ぜひ実現に向けて取り組んでいきたいと考えていますということで、中学生の制服は男性がスラックス、ズボン、女性がスカート、私もそのように育ってまいりましたし、私の子供たち、また近所のお子様たちもそのような格好で登校するものと考えておりました。それがこのたび何と、LGBTについて学習した成果でございましょうか。女子制服のスラックス着用に着手したのが遊佐中学校でございます。この件に関して、教育長、少しお話お願いいたします。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 私も生徒会の投票の様子は詳しくは存じ上げませんでしたが、スラックス着用が話題になってるということは耳しておりました。ただ、生徒会の役員選挙のマニフェストでそのように具体的な提案がなされているということは初めてお聞きしましたので、なるほど、子供たちもしっかり勉強しているのだなと思いました。

全く別の話になりますけれども、町長の答弁の中で、大人、ご両親、おじいちゃん、おばあちゃんもいるわけですが、子供連れで投票に行くことも促しているということも初めて私耳にしましたので、やはりPTAの年代、30歳代、40歳代の皆さんの投票率というのも大きな、若年層もありますけれども、課題でもあるとも思っていましたので、ぜひPTAの会合等では、小学生ぐらいまではぜひ連れて行って、お父さん、お母さんが一生懸命こうやって町の大事な人たち、町の場合も県議選の場合もあるわけですが、選んでいるのだよということをじかにその雰囲気接するような、そういうことも大事だと感じましたので、会合等あるたびに少しお話ししていきたいなと感じたところでございます。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） 教育長がおっしゃったとおり、やはり制服についてもそうなのですが、これからの時代は、私たちの時代には考えられませんでしたけれども、女性がスラックスをはいてもいいのではないかという声が出たときに、それに対してきちんとしたルールにのっとってアンケートを取った後に、そちらのほうの会合も開き、粛々と現実、実現に向けて取り組んでいるということが私は当町のまさにすばらしい取組、そして中学生に敬服いたします。また、その中学生と対談したときにおっしゃったことが、やはり今教育長がおっしゃったとおり、保育園時代から親御さんと投票に行っていらっしゃったということをお話ししてくださいました。先般、私の目から見ましても遊佐町の投票行動1票の大切さや重さをほかの町村自治体より積極的に取り組んでいらっしゃると私はお見受けしております。先般ほかの議員の方からもございましたように、先日も報道番組で県内ニュースで当町の取組が放映されておりました。コロナ対策も兼ねてだとは思いますが、箱の中に手作りでお菓子をセットして、ひもをつけて、そのひもを引っ張るとお菓子をゲットできるという、なるほど、すばらしい原始的なアイデアで、子供たちは、言葉を間違えました。とてもすばらしいアイデアで、期日前投票会場にセッティングされておりました。テレビ局にインタビューを受けていらっしゃった職員の方のご発言も実に明瞭であり、分かりやすく、私はこれが町のイメージアップにつながっていると思われるよい報道だと思っております。最近ではネガティブな報

道もしくは私たち地方自治体議員が一生懸命頑張ってもいい報道はされません。一寸先は闇です。一昔前ならばやはり議員というものは町の代表者だという雰囲気があったのでございますが、これは私の努力不足、これからもお日々一層精進していきたいと思っております。一昔前ならば選挙会場に幼子を連れてくることはよほどの事情がなければあり得なかったということです。また、100年前は女性には参政権もありませんでした。今は家族そろって選挙に行こうの時代になりと変わり、今回の創意工夫な選挙投票率アップにつながるグッドアイデアであることは間違いありません。歌謡曲を歌うモーニング娘の「ザ☆ピ〜ス！」という楽曲にも、実際の歌詞に「選挙の日ってウチじゃなぜか投票行って外食するんだ」という文言がございます。皆様ご存じでしょうか。SNSかいわいで盛り上がっていたわけは、この前の東京都知事選挙で一般人だけでなく、タレントもこぞって投票を行って外食するとSNSに投稿、投票に行ったよと仰々しく表明、発表するのではなく、フレーズを拝借することで政治参加をごく自然な行為としてアナウンスして、結果的に啓蒙にもなる。20年近く愛されてきた楽曲が実社会で果たす役割は、私は大きいと思っております。遊佐町でも、期日前投票の啓蒙を遊佐少年町長のアナウンスをする声を聞くたびに、とても効果があったのではないかとと思っております。ちなみに、これだけSNSで騒がれ、たくさんのタレントを起用しても、東京都知事選挙の令和2年は投票率55%でございました。

次に移らせていただきます。今回提案型ということで、大変恐れ入ります。資料を皆様にお配りしてください。お手数おかけいたします。

(資料配付)

6 番 (松永裕美君) ありがとうございます。

ご説明に入らせていただきます。遊佐町で町会議員選挙があった数字、実際の数字でございます。近くで見ると分かりませんので、遠目で見てください。88%と書いてあります。なぜ88%かと言われますと、真ん中の丸のところ、1、2、3、4、5、6の丸の中に遊佐町の特産物を自由に入れ込めます。米、水、鳥海山、サケ。ただ、1つ問題がございました。皆様、2枚目を御覧ください。サケは、実際は2枚目のような造形をしております。このたび時間がなく、こちらのイラストのほうでサケではなくコイのような形になってしまいました。こちらは後ほど訂正させていただきますので、ご了承ください。遊佐町のサケの現物は2枚目のイラストでございますので、そことリンクお願いいたします。私は、常々遊佐町を発信したい、遊佐町をPRしましょう、観光客を呼びましょう、ブランド化しましょう、米、野菜売っていきましょう、いい町だとPRしましょうと言いながらも、なかなかこれといった手だてがなかったのではないかなと思っております。88%という数字は、実を言うと絶対無理な数字でございます。なぜならば、私が7年前選挙に出たとき、やはり申し訳ないのですけれども、投票率見たときに、そしてある方に言われました。「松永さん、投票に行くということは、家に誰も、病気の人がいなくて、親戚もみんなが平和で、何も心配ない人が行くもんだの」、その一言に私は愕然としました。確かに自分の家庭や自分の子供や自分の大切な人に何かがあったときに投票行動というのはなかなかできないのではないかなと思います。つまりここにいらっしゃる執行部の皆様、ここにいる私たち地方議員、ある意味選挙や投票や町の運営に関わってられるということは、そこに傾注できる、家族の助けがあってできているのではないかなということです。なお、これは私の私見でございますので、違う意見もあると思っておりますが、話を戻しますと88%になるにはまず町民の方のご協力をお願いしなくてははいけません。そこに行政の方、選挙管理委員

長の指示、そして選挙管理委員長の方たち、スタッフの方たちの話合い、そしてでは長く投票ができるようにしようかと夜投票会場を開く。私は、この近所に住んでおりますので、毎日夜こちらの役場に電気がついているのを見ておりましたが、本当に夜遅くまで一生懸命投票活動のサポートをしてくださっていると思います。適正な投票をするということは本当に神経を使うものです。もしかしたら90%台の選挙のときはもっとラフだったのかもしれませんが。私は、見たことがないので、分からないのですが、こんなにがんじがらめな公職選挙法に縛られていなかったのかもしれませんが。それは、私が見たことがないので、ここでは明言できませんが、この88%を2年後に達成するにはどうしたらいいのだろうと思ったときに、やはり町民の皆様へ協力していただく。そして、なお大切なのは、選挙になるように、例えば庄内町さんのような、報道で何回も何回も流されておりますが、議員の成り手がいないということにならないように、議員になりたいという人を増やすように、それこそ遊佐町って議員になりたい人いっぱいいる町だって、投票率すごいのだって、それが実現できればこの88%がブランド化になり、そんなに一生懸命な人が多い町の米はさぞおいしかろう、そんなに一生懸命な人が多い町行ってみたいね、そういう話になってくるのではないかなと考えております。

そして、通告にございましたように、私はこちらの88%という数字をこの庄内平野にロゴマークとして田んぼアートできないのかなということで提案させていただいております。田んぼアートは、皆さんもご存じのようにダイナミックに稲を植えることによって芸術的な造作をする田んぼアートという事例も皆さんもご存じだと思います。遊佐町ではできないのかなと考えました。88プロジェクトと申しまして、田んぼアートを手がけ、88という田んぼの稲の彩りを変え、それをまたインスタグラムや、もしくはそれを見にいらっしゃる方が増えたり、そしてその田んぼアートの意味はこういう意味なのだよと背景をきちんと伝えて、困っている人や身体障がい者の方や、そういう方たちも全部多様性も認め、遊佐町は町づくりをしているのだよということが言葉ではなく数字で提案できるのではないかなと考えました。田んぼアートについては、とても難しいことだと思いますし、水田を利用することや、あと田んぼを持っていらっしゃる方たちのご協力、もしくはこれから令和5年には小学校統合に入るのですけれども、子供たちが田んぼの稲刈りや稲作を体験するという課程もございます。こちらともリンクできるのではないかなとは思っておりますが、田んぼアートについて農業委員会会長のほうからご所見お伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（土門治明君） 佐藤農業委員会会長。

農業委員会会長（佐藤 充君） お答えします。

2日前にも特別補正予算委員会のほうでこの選挙に対する投票率もありました。とても重要だと思っております。今田んぼアートということで、選挙へのパーセンテージ、すごい発想で、大変大きいイメージであるとともに、いいアイデアと思います。

ちょっとアートのほうに入りますけれども、アートとしますと、やはり青森とか、あの辺がすごい絵になっているのがアートであります。実際この最近のアートとしますと、私も農業指導で様々通っていて記憶あるのは、福岡県では、今コロナはやっております。それで、コロナの収束を願うためにも「もうひとふんばり！」という何かアートが田んぼに出ていました。これは、2種類の稲だと思っております。ただ、アートを作る場合ですけれども、ここに88%あります。作る場合に最初はやっぱりこういうアイデアが一

番必要だということであって、では次どうなのかという場合は、これを見る高さとか景色、環境もあります。それも必要であります。それから、そうしますと今度第3番目には、例えば写真でこういうのを撮ったときに田んぼに実際描いて88%とする場合、そうした場合に実際に田んぼを作る場合は、測量なんかしていて、田んぼのほうに実際100メートルとか50メートルとか描いて、そこに実際測定を落として作るのがアートの狙いであります。そうした場合に、例えば絵を描いたり、88%とした場合、測定落としますけれども、そうした場合にこういう色柄があります。その色というのは、昔は古代米ってありましたけれども、私は紫とか黄色だと思っていましたけれども、今現在7種類ぐらい、赤とかもあると聞いております。そういうのが、やっぱり選ぶというか、苗を選ぶのも結構時間がかかるということでもありますので、かなり何年か前からそういう取組していかなければできないのかなと思います。ですから、ただそういう取組をするというのは確かにリスクはあると思いますけれども、発想としましてはすごく大事なことかなと思っています。ですから、先ほどの小学校の統合とかと言われましたけれども、選挙の88%もいいですしけれども、そういうイベントとかに合わせたやつでも、88%でなくても様々なものがあると思いますけれども、そういうふうに使い方を何年か後に分けて育てていってもいいのではないかなと思います。結構時間等がかかりますので、関係機関ともやっぱり連携ありますし、やっぱり企画もありますし、いろんなこと絡んで先を見通してやっていったほうがいいのかと思います。農業委員会のほうでは土地の賃借もありますので、その辺のこと絡みますので、そういうことがあったときにはぜひとも協力していきたいと思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） とてもご丁寧な答弁ありがとうございました。ちょっと私の説明が不十分で、こちらの確かに田んぼアートは色がついていたり、イラストがあるのですけれども、これをそのままというのは素人の私にもやはり無理だなと考えておまして、88の雰囲気は古代米の違う稲でできればそれでいいのかと考えておりました。ただ、やるからにはおっしゃるように適当では駄目だと思いましたが、私はいろんな各部署と連携したり、もしくは途中頓挫したり、頓挫という言葉で思い出しましたが、私は聖火リレーの発案でKIMONOプロジェクトを手がけておりましたが、今回コロナの影響で美容関係の先生たち、そしてメーカーの人たちとも相談した結果、コロナで、着つけというのは人と人が向かい合って着物を着せる仕事でございますので、実を言うと、商工会会長にはここで言わせていただきますが、局長のほうに辞退をさせていただいております。やはり何かをするということは責任を伴うので、私は発案はするけれども、中途半端だったねということはしたくないので、今回長い目で見てもできること、できないことを整理して、なおもしそこに何か無理なことが生じれば、メンツとか考えなく、勇気ある撤退をしていきたいと思っています。それは、町長の施政方針にも書いてございました。集中と選択、まさに選択していいものを残し、そして未来に続けていく考え方だと思います。町長、もしここまでで何かご所見ございましたらよろしくお願いたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 投票率の課題でいきますと、平成3年度、90.54%の本当驚異的な数字だと思っています。あのときは新人が2人でしたが、本当に町民が熱く燃えたのだなという思いしますし、平成7年

度については88.53%、たしか新人が7人が手を挙げて、現職は2人が落選なされたという激しい選挙戦だと思っています。以降ずっとずっと下降きみではあるのですが、今回の松永議員の提案等いただいた中で、やっぱり行政としては、全て選挙管理委員会云々ではなくて、やっぱり町民の皆様の行政への参画意識をしっかりと喚起しながら、そしてやっぱり共同作業を進めていくという、その方針を示していくこと自体がやっぱり私たちの町私たちでつくるのだという意識につながってくるのではないかと思います。そんな意味でいくと、参画意識と私たちがこの町をつくっているのだという意識が町民の皆さんにより浸透していけば必然的に投票率というのは上がってくるのではないかと思いますので、松永議員を先頭として議員各位の町民の先導者としての町民へのますますのご活躍を期待したいなと思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） ご答弁ありがとうございました。

話変わります、広島県安芸高田市の市長、新しい38歳の市長が生まれたのですが、副町長を公募で応募したという今話題がございます。副町長に月収70万円で広島県安芸高田市をよくしませんかという公募の仕方で、何とインターネットで————、某サイトが展開する転職、————ウェブで登録して、その公募に何と4,115名の方が応募したそうです。4,115名の方が広島県安芸高田市の副町長に公募。この市長がおっしゃるには、小さな自治体でもできる、小さな自治体だからできる、これを大事に積み上げていきたいと思っておりますということで発言されておりました。私は、インターネットで応募する時代になってしまっているということに、先日の副町長の答弁にございましたが、せっかく遊佐町の役場に応募してくれても最終的には辞退なさる方もいるというのを聞きしたときに、4,115人という応募で、驚いたことにウェブで手軽に自分も副町長になれるかなぐらいの発想での応募にもしかしたらなってしまうと、この数字に跳ね上がっているのかなという考え方もいたしました。要はいろんな面から見ていかなければいけないと思っております。副町長という仕事は、本当に大変な仕事だと思っております。ウェブで副町長になりませんかというウェブを見て4,115人が応募する、確かにこれも今の日本の現実ですけれども、やはり当町は、遊佐町は遊佐町のやり方でこれからも確実に進んでいただければと思っております。SNSも大事なのですが、私が思うのは、やはりこういう議会できちんとお互いが話し合ったり、もしくは私の場合はやはり注意してくれる方が周りにたくさんおられますので、その注意を聞いて改善していったり、そしてできる、できないは別にして自由な発想を許してくださる環境であること。今回実は全国議長会の、インターネットの検索する全国議長会というカテゴリーの枠があるのですが、そこを調べていくと、移住、定住というところに入っていきますと、東北というところで選んでみてください。遊佐町が山形県の中できっちりと仕上がって上がってきているのです。私は、誰もここまで見ていないようなところまでも浸透し、山形県遊佐町ということでピックアップされ、気軽に検索していくとそこに遊佐町が出てくるというところに驚きました。そこには自立の町づくりという言葉が書いてございました。自立の町づくり、いい言葉だなと思いましたが、全国議長会という特定の方しか見られないようなインターネットのサイトにまでも遊佐町が評価してもらっていることにとてもうれしく思いました。

議長会つながりでいいますと、山形県町村議会議長会のほうから来月パネルディスカッションでのパネ

リストに来てくださいということで、女性議員と次世代の目線から地方議会を考えるとという題目で通達をいただきました。これは、やはり今までの議長をやっていた方たちがしっかりと遊佐町の議会をどうしていったらいいのだということで県のほうに働きかけをしてくださったおかげだと思っております。なお、こちらの勉強会には、1期目の議員の皆様も一緒に行ってくださいということで私は大変心強く思っております。やはり新人の議員の方が出てこない町では、例えば議員成り手がいないという庄内町では、全く未来の見える景色は違ってくるからだと思います。先輩議員がいて、我々のようなちょっと年代たった議員がいて、新しい議員がいて、そしてバランスよく町の運営に携わっていただけるということに日々私は感謝して活動させていただいております。たくさん問題もあろうかと思いますが、ぜひこれからも報道で出たとき、テレビつけたとき、新聞見たときに喜ばしいニュースが見れるような町になってほしいなと思いました。

余談でございますが、私、内陸のほうで取材を受けて、何かある新聞に載るって聞いていたのですが、電話一本かかってきまして、あなた町の議員なのですねって言われて、私はあまり知名度ないので、内陸のほうでも。議員さんは載せられないのですって言われて、あれだけ時間かけて、写真も撮って、あの時間は一体何だったのだろうと思って、何かやはり平等性に欠けるという意味で、私が紙面にばんと出てしまうと波風が立つのか、ちょっと私もその辺は分からないのですが、恐らくそれは民間の会社の何かの規定があると思いますので。ただ、不思議だったのが、地方議員という仕事をしていますが、私は120年続く店もやっております。その店のことで東奔西走していたときに、たまたまちょうど働く山形県の女性100選か何かちょっと忘れたのですが、そこに入ったか入らないかぐらいで落選しておりました。それが地方議員だからというところが実に不思議だったのですが、とても忙しかったので、それはそれでまず置いておこうと思ひまして、ただすごく謎なのは、これ逆なこと、私がもし何かミスをしたらきっともう一晩で広がるのだろうなということを感じました。気をつけてこれからも仕事に頑張っていきたいと思ひます。

時間残しますが、私の一般質問はこれにて終了いたします。ありがとうございました。

議長（土門治明君） これにて6番、松永裕美議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時51分）

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） お昼休みに議長のほうから、おう、元気に行けというお言葉をいただきました。

午前中はかなり元気な雰囲気でありましたので、私も倣いたいなと思っておりますが、こう見えてもしっかり元気でありますので、お付き合いのほどよろしくお願ひしたいと思います。

まずは、新型コロナウイルスの感染拡大、この影響で、地域限定ではありますが、2度目の緊急事態宣

言が発出をされております。感染者自体は一時ひどかった頃と比べれば減ってはきているのかなという状況ではありますが、医療の現場は依然逼迫している状況だということに変わりはなく、まだまだ予断を許さない状況だと言えるのではないのでしょうか。7番議員一般質問にもございましたけれども、毎回のように話をしておりますが、医療だけではなくて、これ経済に与えるものも本当計り知れないものがございます。しかし、コロナウイルスワクチン、いよいよワクチンの接種が始まりました。集団免疫といいますが、そういうものができて、感染拡大、また重症化のリスク、これに歯止めがかかればと思わずにはいられないわけであります。少しでも本当に以前の日常に近づいていってほしいなと願うばかりであります。コロナの影響というのは、そういったことだけではなくて、人と人との交流、これにも大きな打撃、爪跡を残しております。感染拡大防止のために、いわゆる移動そのものができなかつたり、しづらい、そういう状況が続いているからであります。また、単純に移動だけではなくて、集まるということについての密、これも避けなければならない。今までどおりのやり方ではイベントですとか各種行事、事業などの開催またはその実行が今非常に困難であります。物によってはといいますか、規模の縮小や人数制限など、いろいろ工夫をして開催や実行にこぎ着けたイベントや行事もあろうかと思えますけれども、全部が全部それだけでやれるのかというと、これはまた難しいものがあると感じております。これからは難しいということだけではなくて、どうやって行うか、どうやったらできるのかと、そういうことも常に今後は考えて、開催できない、中止ということだけではなくて、どうやったら何とかやれるかというところで知恵を絞っていかなければならないのかなというふうにも感じているところです。

さてであります、我が町におきましては、今後も通常の事業はもちろんですけれども、今後大型の事業も控えておまして、また引き続きコロナ対策というのも行っていかなければならない。そういう中で予算的にも厳しい状況が見込まれるのではと思ひまして、9月の定例会におきましては経費の削減という観点から一般会計からの繰出金ということで、また12月の定例会におきましては収入の面から伸びておりますふるさと納税の活用についてということで、それぞれ一般質問させていただきましたけれども、今回は人口減少という、あえて減少という言葉を使わせていただきますけれども、そういう面から、観点から取り組んでおります移住、定住、これについて通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思ひます。

先ほど来話をしておりますが、今年度につきましては、まさに移動が制限された影響で移住、定住の事業の遂行というものが困難だったのではないかなというふうに推測するわけであります。それについてはまた後ほど別に聞くことにいたしましてですが、人口減少に少しでも歯止めをかけるべく、この移住、定住施策が始まったわけであります。平成24年度になります、遊佐町定住促進計画が策定をされました。以来これまで様々な施策を行うまでになっております。計画ができ、遊佐町I J Uターン協議会というのが設置をされました。当時集まっても何をどうすればいいのかなと、・・・ということで、全く手探り的な状態だったような印象を持っております。特に、その数年後になります、集落支援員という、これについて設置をするのだというお話を聞いたときには、これは一体何なのだろうと聞いている我々もちょっとなかなか理解ができなかったものもありました。これ地域の理解を得るまでにはかなり時間がかかったなということがちょっと思い出されたりもするのですが、そういった紆余曲折を繰り返しながらも着実に実績を積み上げてきました。現在では、山形県内におきましてもトップランナーだというふうに呼ばれる

までもなっておりますし、今回の定例会で何度か話には出ておりますが、田舎暮らしベストランキングということについても上位に位置をするなど、情報発信という面においても遊佐町の存在というものをアピールする上でも大きく寄与しているのではないかなというふうに思っております。今後令和8年には高速道路が秋田県境区間開通予定ということでもあります。交通網の風通しがよくなれば、より一層町のよさというのもアピールできるのではないかなというふうに期待をしているわけでありまして、この移住、定住は、町の基本計画の一つとして、先ほどもお話ししましたけれども、数々の事業を行ってきたわけでありまして、改めてどのようなことに取り組んできたのか伺いまして、私の壇上からの質問といたします。よろしく願いいたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、町が取り組んできた移住、定住促進についての質問でありましたので、当時は振り返りながら答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、答弁に入ります前に、今年は本当に移住、定住に関する事業がなかなかウェブ会議等でしかできないということで担当は大変苦労した1年だと思っておりますが、実は令和2年4月1日から令和3年1月末まで社会動態の人口動態プラス・マイナス・ゼロなのです。4月に大学に行った子供たちが大量に抜けるという数値があって、それを何とかして取り戻そうという形で、年間通じて移住、定住という形進めてきましたが、1月末でプラス・マイナス・ゼロということは、ウェブ会議にしてもやっぱりそれなりに発信をしたことによって理解を得て、遊佐に住んでもらえる人がいるということは大変ありがたいことだと思っております。振り返りますと、平成21年3月19日、私は町長に就任しましたが、翌年の22年の町の統計を見たときにあまりの数値にびっくりした記憶があります。なぜならば、昭和の最後の20年間と平成初めからの20年間、人口の動態の減少幅が昭和の倍以上に平成に入ってから人口が減っていたということに危機感を覚えました。そして、その中で町がこれまで取り組んだことのない移住、定住人口の拡大という、ここに絞ってやっぱり施策を転じなければ町の勢いはなかなか保てないなという思いで、この22年8月から企画課に指示をして、定住促進のための懇談会、定住促進懇談会、そしてやっぱりよそ者、よそから来たお嫁さんたち、若い女性の方、よそ者、若者の意見、しっかり何が課題であるのかも含めて一遍議論しようではないかって始まったのが多分定住促進のスタートだというふうに思っております。

遊佐町での転出超過と、特に少子化による人口減少が急速に進行する状況、まさに歯止めをかけるために、平成24年度、いわゆる25年1月には遊佐町定住促進計画を策定されました。人口減少と若者定住促進に向けた課題に、その計画を基に平成25年度を定住促進元年と位置づけ、これまで取り組んでまいりました。また、新たな定住施策の企画立案と移住希望者に庁内ワンストップで対応するために遊佐町定住促進庁内連絡会議を設置し、各課横断的に定住施策に職員から取り組んでいただきました。さらに、町全体で若者の町内回帰や移住施策に取り組むための町内の各種団体、組織で構成する遊佐町I J Uターン促進協議会、Uターン、Iターン、Jターンというふうにはよく言われておりますが、遊佐町ではI J Uで移住というふうにかけてこの協議会を設置し、具体的な施策の展開を行ってきたところであります。

人口の将来展望を分析しますと、少子高齢化の中、町経済を支える担い手、生産年齢人口を確保することを各種施策の柱として進めました。私は、1人1年間で、大人から子供まで平均ですけれども、年間この町内で生活して150万円を消費するとなれば、100人の人口が増えれば1億5,000万円の消費につながるわ

けですし、それらと、やっぱりその減少幅を少なくすれば地域経済の活性化に資することもできるのではないかという思いで、やっぱり人口をしっかりと目標にしていこうという形で進めてきたところであります。結婚祝い金やゆざっ子誕生祝金の給付、18歳までの子供の医療費を無償化した子育て医療給付事業、保育料の無料化などを盛り込んだゆざっ子エンゼルサポート事業、子育て世代の移住奨励金の交付など、結婚、出産、子育てとつながる切れ目のない支援を展開してきました。また、若い夫婦等の住まいの取得支援や当初生活拠点としての賃貸住宅の確保が課題でしたので、定住住宅建設取得支援金の拡充や賃貸住宅建設支援金、民間活力賃貸住宅建設促進事業など取り組んできました。

また、遊佐に移住したい人が増える中、賃貸住宅等の不動産物件は不足する一方で、町内の空き家は増加し、集落の世帯数の減少や環境の悪化などが問題化していました。これらの課題に対処すべく、空き家バンクの運営による空き家活用の推進を強化してきました。さらに、町が空き家を借り上げてリフォームを行い、移住者の住宅として賃貸するリフォーム空き家をこれまで12棟、移住体験用のお試し住宅を2棟、新規就農者用のシェアハウスであるチャレンジハウス1棟を整備するなど、移住者支援に空き家の積極的な活用を行ってきました。また、町内で起業を希望する移住者に対し、空き家を活用して開業支援を行う空き家再生地域おこし事業は、今年度3店舗目の清水森食堂がオープンし、空き家問題の対応と地域の活性化に効果を上げてきたところであります。

加えて、本町では集落支援員2名を配置して町内の各集落自治会との連携を強化してまいりました。各集落の区長の協力を得て、集落内の空き家調査を行うとともに、移住者が円滑に集落に融和できるよう、地域のルールの周知や近所の挨拶回りへの動向などサポートも行っております。今年度は、新たに移住者受入れ集落に対して町が2万円を謝礼として交付する定住支援活動集落報奨金事業を開始し、集落の移住者受入れ活動に手当てを行ってきました。移住者が近所へ挨拶回りする際、集落の区長から挨拶回りをしたほうがよいという家を教えていただくことや区長も一緒に同行いただくケースも増えており、移住者を温かく迎えていただける一助にもなっております。また、本町には平成27年に移住者のサポートを行うNPO法人いなか暮らし遊佐応援団が設立され、町からの委託による移住相談窓口の開設をはじめ、移住体験ツアーの開催、移住者向けの広報紙、遊ぶ通信の制作、配布や移住者交流会の開催、移住、定住のためのホームページの運営やSNS等による情報発信など、定住促進係、集落支援員と連携しながら、きめ細かい移住者対応を行っております。こうした対応を行ってきた結果、平成24年度から令和元年度までの間で105世帯、243人が遊佐町に移住しております。

また、空き家バンクについては、令和元年度から87件が成約し、移住者の居宅や町民の住み替えなどに空き家が利活用されております。1月4日発売の宝島社の「田舎暮らしの本」2月号では、2021年度版住みたい田舎ベストランキングが発表され、遊佐町は全国の町部門で総合5位、子育て世代が住みたい田舎部門でも第5位という高い評価をいただきました。また、エリア別ランキングでは、東北エリアの全市町村中総合4位という大変うれしい結果となっております。まさに職員が頑張った成果が少しずつ現れている、そんな理解をしております。

地方分権が進む中、現在ほどの自治体も様々なアイデアを出しながら人口減少対策に取り組んでいる状況であり、移住、定住を推進するには本町が移住を希望する方々から選ばれる必要があると思っております。遊佐町が持つ優れた自然環境などの個性や強みを発揮しながら、これからも現状の課題に対応した施

策を多角的に推進し、選ばれる町づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 1 番、本間知広議員。

1 番（本間知広君） ここに企画から頂いた資料があります。これ見ますと、これパンフレットなのですが、子育て、教育、働く、交流、結婚、また住まいというところで、答弁にも少しございましたが、子育て、教育につきましては、遊佐高支援まで加えますと14の施策が載っております。これだけのものになるまで本当にいろんな試行錯誤をしながらこういう形になったのだらうなということで本当に敬意を表するわけでありまして、やはり地域の人たちの協力ですとか、いろいろな方面の方々の協力がなければ、これだけの事業というのはなかなかできないというふうに感じております。協力いただきながら答弁の中にもこれまで105世帯、243人が我が町に移住してきたということでありまして、これ確認の意味も含めましてですが、これ産業課関係のほうでチャレンジファームですとか就農目的で移住されてくる方もいらっしゃると思うのですが、このただいまの答弁の数字においてはそういった数字も含まれているという認識でよろしいでしょうか。ちょっと確認をいたします。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

移住者数の105世帯、243人という数字につきましては、町の担当と移住相談を通して遊佐町に転入していただいた数というふうなことでございまして、新規就農の移住者についても、本町に転入する前に移住相談会や就農相談でのチャレンジファーム制度での説明など、いろいろな形で相談を受けておりますので、就農等の理由で移住された方もこの数字に入っているということでございます。

議長（土門治明君） 1 番、本間知広議員。

1 番（本間知広君） 数に入っているという答弁でありました。これやはり何度も恐縮ですが、答弁の中にも各課を超えて連携をしてということでもありますので、これせつかく数字が出ていても各課で数押さえているのでということではなかなか全体像がつかみづらいという気持ちもありましたので、聞きました。これからもやはりそういった全体像の把握のためにもデータの一元化というものをぜひ連携取りながら続けていってほしいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

それでは、起業という観点から、いわゆる空き家再生プロジェクトでございます。これ今はちょっと確認をしたところ行われていないと。3店舗、わだやさん、パン屋さん、清水森さん、3店舗造って、現在は行われていないという、確認したところそういうことでございました。これまで空き家をリフォーム、利活用してそれぞれ移住者が商売をなさっているわけでありまして。これ定住率という意味からも、にぎわいという意味からも、本当にこれいい事業だなというふうにもずっと思っておりましたが、個人的にはぜひ再開をしてお店ができればいいなというふうには思っているのですが、これ再開ということについては考えてはいないのでしょうかということでお尋ねをしたいと思っております。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

空き家再生プロジェクトにつきましては、現在まで和田の古民家カフェわだや、遊佐駅前のパン屋小むぎ、それから吹浦宿町の清水森食堂、この3店舗が町内で開店をして、にぎわいづくりに活躍していただ

いているというふうに思っております。遊佐町 I J U ターン促進協議会の空き家利活用部会によって、この利活用する空き家の物件の選定、取り組む店舗の内容や利用者の選定、こういったことを行いまして、水回り等の改修工事を経て、プロジェクトの担当である地域おこし協力隊が地域のボランティアの皆さんの協力もいただきながら D I Y で内装等を仕上げ、地域のつながりと関心を高めて開店をしてきたというふうな取組になってございます。空き家利活用店舗については、町が10年間所有者から物件を借り上げて行うというふうな事業でありますけれども、空き家の立地条件や建物構造、修繕箇所の有無等、店舗として適当な物件の選定がなかなか難しいというふうな状況になっております。また、空き家再生プロジェクト担当の地域おこし協力隊が今年度、昨年度、令和2年4月末で任期満了で退任をした関係で後任を募集したところでありますけれども、応募がないこともあって現在実施できない状況というふうになってございます。第2次定住促進計画において平成29年度から3か年の事業として取り組んできたということもありまして、令和3年度以降につきましては町が空き家を借り上げる方式を改めまして、移住者が空き家を活用して起業などを行う場合に、リフォーム工事費等を補助する制度を設けて、空き家の利活用と移住者の起業による地域の活性化を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） 本当になくなって残念に思っているものですから、再度しつこいようですが、お聞きをしますが、これ先日のほかの議員さんとのやり取りの中でも出てきました。応募を後任、地域おこし協力隊の募集をしたけれども、応募がないということではありますが、取りあえず募集はしたわけですね。でも、応募がなかったと。もし来たら事業的には再開をするという考えなのでしょうか、そうではないのでしょうか。ちょっとそこを確認させていただきたいと思います。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） 仮の話になりますけれども、応募があった場合は検討する必要があるかなというふうに思っているところでございます。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） ぜひ検討をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次、最近ワーケーションという言葉があります。仕事と遊びといいますか、それを合体させたようなものだというふうに認識をしておるのですが、新しい働き方ということで注目されてきておりますけれども、特に I T 関係の企業などはコロナの影響もありまして、テレワークですとか、そういったリモートのほうで仕事をする、いわゆる職場環境の整備というものが進んでいるのではというふうに思っております。町としても現在企業誘致というのは工業団地関係を中心にやっているわけではありますが、これこういった自然豊かなところでリフレッシュしながら I T の仕事をするということで、I T 企業向けにもぜひ企業誘致のプレゼンをするべきなのかなと、されたらなというふうに個人的には思っているのですけれども、そこら辺の所見はどうでしょうか。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

I T 企業向けに町としてプレゼンというようなことは今のところは予定はしていないわけですが、町内の宿泊施設においては鳥海温泉遊楽里やしらい自然館では早くから Wi-Fi によるインターネッ

トの通信環境整備をしておりますので、自然環境の恵まれた町内に宿泊しながらリモートワーク等に取り組みいわゆるワーケーションの対応は可能であるというふうに考えているところではございます。旧八福神の地域活性拠点施設において、コワーキングスペースの設置なども検討されているというふうにお聞きをしておりますので、コロナ禍のいわゆるビジネススタイル変化にも今後は対応する必要があるのではないかと考えているところではございます。

議長（土門治明君） 1 番、本間知広議員。

1 番（本間知広君） それでは、同じような質問になりますが、現実的に企業のほう誘致の仕事をしておられる産業課のほうでの所見はございますでしょうか。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） 産業課の所管のことについてはお答えをさせていただきますが、まず先ほど来ワーケーションということでワークとバケーションの造語ということでありますので、観光地やリゾート地においてテレワークを活用して働きながら休暇を取るという過ごし方と聞いております。ですので、通常の在宅勤務やレンタルオフィスを使ったテレワークとはまた違ったものと捉えてはいるところであります。産業課で所管をしております活性化施設でありますけれども、令和3年度からは遊佐ブランド推進協議会の職員2名を常駐することとしておりますので、空いている個室について新たに起業する方や町内に支店や営業所を検討している方々に向けまして、貸し事務所として利用できるよう周知する予定ではいるところであります。個室以外のスペースについては、先ほど企画課長からも話あったコワーキングスペースができるように活用しながら、その受付事務についても遊佐ブランド推進協議会の職員を想定しているところであります。それでも活性化施設の旧レストラン部分については空きスペースでありますので、ワーケーションとまではいきませんが、レンタルオフィス等のテレワークに活用できる施設ではないか今後検討していきたいとは考えているところです。なお、IT企業向けの誘致でありますけれども、山形県や庄内地域の企業誘致の協議会等、また町のビジネス大使の皆様方の意見などを頂戴しながら、今後町内の誘致先が求められる支援などを確認もしながら検討していきたいと思っております。

議長（土門治明君） 1 番、本間知広議員。

1 番（本間知広君） とにかく主たる目的のいかに人口減少に歯止めをかけるかというところに着目をすれば、今のお話に限らず、いろんなことが出てくるのかなというふうに思います。とにかくやっぱり遊佐に住んでもらうにはどうしたらいいのかということについていろんな手段考えながら取り組んでいくべきなのだろうというふうに思いますので、ぜひよろしくお話をしたいというふうに思います。返す返すであれですけれども、恐縮ですが、やはり遊佐が実際にどういうところかという、移動が制限されているので、なかなか伝えづらいというのが大きな今の問題なのかなというふうに思います。やはり当町だけではなくて、全国的にそういう状況でもありますので、ここは知恵を絞ってしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

ちょっと質問を変えたいと思いますけれども、また田舎暮らしベストランキング、これ先ほども上位にランキングをされているというお話でございます。アンケート、このアンケートです。要するにどのようなことで、アンケートあるのですけれども、ランキングというものが決まるのかということ具体的によつと説明をお願いしたいと思います。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

このランキングにつきましては、宝島社という出版社が「田舎暮らしの本」という本の企画の中で年1回アンケートに各自治体から答えていただく形式で行っているというものでありまして、今回は第9回ということでもありますけれども、項目数でいきますと全部で272項目というふうになっております。このアンケート調査には、今回の場合は全国で645の自治体が参加して行われたというふうなことであります。全国12エリア別の総合ランキングも発表されておりまして、遊佐町につきましては東北エリアで第4位、町部門としては全国240自治体が参加をしております、その中で総合、若者世代、子育て世代、シニア世代の4部門でランキング上位35位まで公表されるということで、4部門とも35位以内にランクインをしたというふうなことでございます。アンケート内容につきましては、移住者の受入れの実績に加えまして、自然環境や交通機関の状況、医療機関、買物等の利便性、移住者受入れのための住宅、医療、子育てなど、各種制度の有無、学校や子育て支援施設などの公共施設の状況や娯楽施設の有無に至るまで多くの設問がございました。町の得意な分野は当然皆さんも頭に浮かぶわけですが、例えば町としてどうしても、これは正直に答えるとすれば、無理だよねというようなところが、例えば小中高の一貫校がある、中高の一貫校がある、あるいはお医者さんですと産院、産科、助産院のいずれかがあるとか、小児科がある、耳鼻科がある、整形外科がある、こういったお医者さんの項目についてはどうしても弱いですし、お隣の酒田市さんのやっぱり応援も必要だというふうに思っているところであります。ただ、多くの移住者含めた子育ての支援制度などについては、本当に自信を持ってお答えできるということでもありますので、そういった点が特に上位になっているものだというふうに感じているところでございます。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） すみません、ちょっと喉の調子が悪くて。答弁にも当町に該当しないという話がありました。特に、ここにアンケートありますけれども、インフラ関係、これはやっぱりインフラ施設関係、これはもう全部該当してしまつたらもう田舎ではないよというぐらいボリュームでありました。ただ、やはり田舎暮らしということでもありますので、そういう田舎のよさというものを残しつつということのアンケートなのだろうと思うのですが、やはり率直に端的に見ますと、これはもう先ほども申し上げましたけれども、全部あればもう都会になってしまうよという、そういう印象すら持つような内容でございますが、それで壇上からお話ししました。今年度に関しては、コロナの影響で定住希望者がいらっしまったとしても来ていただいて直接のやり取りというものがなかなかできずに大変だったと思います。これまで数多くいろいろ事業を行ってきたと思うのですが、率直にこういう課題がありますよというものがあれば具体的に説明をお願いしたいと思います。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） 答弁をさせていただきます。

ちょっと先ほどあまりマイナーなところばかり答弁をしましたが、アンケート項目の中ではジオパークに指定された場所がある、あるいは世界遺産、ユネスコに登録された文化財や自然があるということで、こういったところについては二重に丸をつけることができますので、そんなところもご紹介をさせていただきたいと思っております。

移住の施策の関係ですけれども、今年度はコロナの影響で例年ですとおよそ年間に4回程度は東京都内で開催されておりますセミナーや事業などがやっぱりできなかったこと、そのほか首都圏での移住相談会についても開催が中止されているというふうなことで、大変苦慮をしたというふうなことでございます。県や庄内地域の移住交流推進協議会でこれらに代わってオンラインの相談会を開催をしましたので、本町もこのオンラインの相談会に参加をして対応してきたというところではありますが、やはり直接対面で行うのとは気持ちが盛り上がらないといえますか、そんなところで担当者も大変苦労したというふうに聞いているところでもあります。また、遊佐町は、今日もそうですけれども、やはり少ないとは言いながらも積雪地帯であるというふうなこと、あるいは公共交通機関なども都会と比べて不便な面もあるというふうなところで、担当としても実際にやはり町を訪れていただいて検討していただく、これが重要だなというふうに思っているところでありまして、お試し住宅を利用した田舎暮らし体験、移住体験をやっぱり重要と考え、こういったツアーを実施をしてきたところでもあります。現在、首都圏との往来自粛もありまして、こういったツアーはなかなか実施できない状況でありますけれども、電話、メール等で、あるいはオンラインでコロナ収束を見据えた対応を現在行っているというふうなことでございます。また、移住希望者の中には、生活困窮である場合や移住後のライフプランを甘く考えているケースも実は中にはあります。移住したもののやはり定住できずに転出してしまうというケースも実際に生じているところでもありますので、面談につきましてはいいところだけお話をするのではなくて、やっぱり都会と違って厳しい部分も現実的にはあるというふうなことも率直にお伝えをしながら、安易といえますか、無計画に移住することがないように、憧れだけで来るということがないように対応しているというふうなところでございます。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） まさに私も同じような考えというか、思いというか、持っております。逆に自分としてはだから田舎なのだというふうに思ってしまうわけでありまして、もう全部そういう交通インフラがそろっていたらどうなのだろうというのは実際あるのですが、そこは逆にそういうところがいいのだよという方がどんどん来てくれればいいのかというふうに思ったりもするわけではありますが、そういう中で今どこも、当町に限らず、どこの地域でも人口減少というのは大きな問題の一つであろうというふうに思っております。要するに全国の移住者を取り合うという言い方が正しいのかどうかちょっと疑問ですが、要するにそういう状態に今なっているのだろうなというふうに思います。そういう競争を勝ち抜いて、なおかつ答弁にもありました選ばれる遊佐町になるための今後のさらなる取組というところでご所見あればお伺いをしたいと思います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 住みたい田舎でなくて、住みたい街ランキングという形が先日公表されましたが、神奈川県の本厚木市が1位、そして2位が埼玉県大宮市、そしてかつて武蔵小杉が非常に人気あったのですけれども、多摩川の浸水でやっぱり駄目だという形になったみたいです。特に逆に言うと、東京に通えるエリアでいけば熱海市が非常に人気が出て不動産バブルが始まってきたという話がありますが、遊佐町等についてはやっぱり交通インフラそんなに便利ではない。かつて4便から東京5便までしなければならぬといった便が今1便しかないとか、この間の夜の地震、10年ぶりの地震では山形からなかなか東北新幹線使って東京まで行けないというような状況もありますので、そういうハンディを背負いながらではあ

りますが、やっぱりまずはチャレンジしてみるという。職員の各課横断的、決してこれが幾ら提案しても財政的なものが許さなければその制度というのはなかなか難しいわけですから。私も、実はエンゼルサポート事業をやるときに市町村課に職員をこういう子育て支援策をやったら地方交付税減らすのですかって聞きにやったことがあるのです。やっぱり財政的なものが保証されない限り、そんなすごいデコレーションの政策をやってもいずれ長続きしないということもあるのでしょうかと思っていますから、やっぱり財政的な裏づけがしっかりあること、そして企業をやっぱりこの地域に呼び込むにはどうすればいいかでいけば、最初の答弁でお話ししませんでしたけれども、やっぱりビジネスネットワーク、ビジネスマンの感覚を、やっぱりそして職員採用等を見れば酒田も大いなる働き場ですから、近隣の市町村の力を借りなければならぬということ、大きな市の力を借りなければならぬ、当然のことですので、ビジネスネットワーク等をそろえながら、あともう一つは、施策として漫然とただ同じことを毎年毎年、これ公務員というのは不思議なもので、同じことをやるのはすごく得意なのです、前年度に倣って。新しいことをやろうとするとなかなかアイデアが難しいです。それだと、やっぱりただ同じこと繰り返しやっていけば一過性で、それはそれでだんだん、だんだん衰退してしまうということでもありますので、やっぱり常に制度等の見直し、改善を図りながら、やっぱりチャレンジし続けるということを肝に銘じてやらないとなかなか大変なのかなと思います。山形県も移住、定住というかけ声があったときに予算つけますよって言ったのですけれども、その当時定住促進の計画は山形県は持っていませんでした。計画つくらなければどうしようもないでしょうということを私は県の担当者に申し入れたこともありましたのです。計画なくて、ただお金だけつけますよって、遊佐町さんはトップランナーだから職員貸してくださいよなんて都合いいこと言たって、それは無理だよ。やっぱりしっかり計画をつくって、そして地域と合意をして、みんながサポートしてからいろんなことにチャレンジできるわけですので、そういう同じことを3年やったら見直すということもやっぱりそれは大切なことだと思います。不足していればプラスをする、行き過ぎであればやっぱり一遍立ち止まるということもやりながらやっていかないと。職員は、常に新しい制度を提案できるような体制にしていければと思っているところなのです。そうしないと職員というのは、本当は私が感じるのは前年度踏襲はすごく楽です。けれども、今年はコロナ禍の年でありましたので、思うように事業がやれないという中で、例えば地域間交流でいけば、豊島区、東京ふるさと会も開催できなかったという中で、では東京から来てもらいましょうよって、これは職員がしっかり現場サイドで提案してきた制度であります。やっぱり職員にそのような知恵、アイデアをしっかりと出してもらえる環境づくりというのも町としては大切なものかなと、このように思っています。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） 課長、何か補足ありますか。

企画課長（高橋 務君） いいです。

1番（本間知広君） いいですか。今、町長から答弁いただきました。いわゆるPDCAを止めないと、回し続けてということだと思います。ぜひいいことはもっと伸ばして悪いところは直すという作業を止めないで、いい回転が続くようにしっかり取り組んでいただければというふうに思います。

冒頭でもちょっと話ししましたけれども、やはり何回かやり取りの中でもお話ありましたけれども、交流というものがしづらいというのが一番ネックなのだろうというふうに思いますし、移住希望者というの

はそれでもやはりいらっしゃるわけでありまして、そういった方々にどういふふうにあピールしていくかということだと思ひます。通常のやり方では対応できない現在ですけれども、やっぱりオンライン、そういうことで対応せざるを得ない状況もあります。ただし、当町に限らないのだらうと思ひます。オンラインで要するに本当のよさというのが伝わるのかということだと思ひます。できればやっぱりじかに景色を見て空気を吸って自然を感じていただければと思ひますが、やはり現在今を考えれば感染のリスクを考えるとというところでとても複雑な気持ちになるわけでありまして。それでも、先ほどちょっと話戻りますけれども、PDCAを止めないということで、町のよさをしっかりアピールしながら、今後も人口減少に歯止めがかかるようにしっかり取り組んでいただければというふうにおもひまして、私の一般質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

議長（土門治明君） これにて1番、本間知広議員の一般質問を終わります。

5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 間もなく午後2時となります。最も眠い時間だと思ひますので、元気よくまいります。よろしくお願ひいたします。

遊佐町のよいところを皆さんに尋ねると、町民であるかどうかにかかわらず、ほとんどの方からすばらしい自然環境との声が返ってきます。鳥海山を核とし、水の流れに合わせて町の歴史が有史以前から刻まれ、暮らしや文化、産業が育まれてきました。このことは、この議場でも共通の認識になると考えます。その上で、遊佐町のすばらしい自然環境の来し方行く末を考えてみたいと思ひます。例えば縄文時代、小山崎などに住む人口は極めて少なく、人間が自然環境に加える圧力は限定的だったと考えてよいと思ひます。次に、時代が下って中世や近世になると、人間の活動が自然環境に許容限度以上に圧力を加えるような事例が出てきます。具体的には砂丘林の乱伐です。製塩、塩作りの燃料確保などのためだったと言われますが、その結果として人々は当たり前で生活することすらできなくなりました。その後の佐藤藤蔵らによる植林事業の成果は4大祭で伝えられていますし、さらにその後松くい虫の被害が発生するようになり、現在でも官民挙げて営々と保全活動が続いていることは皆様ご存じのとおりです。

さて、今も申し上げたような砂丘林で続けられているのは保護活動ではなく保全活動です。植林後の下草刈りや枝打ち、松くい虫の被害量調査、薬剤散布など、人の手が適宜加えられています。基本的に人の手を加えない保護という考えもありますが、それは人が生活や産業活動を行わないような鳥海山の一定の標高以上などでは該当すると思ひますが、人と自然の交じり合う場所、あるいは境界付近では適宜適切に人の手を加える、保全することによって何とか自然環境が保たれているのだと考えます。その上で、現在遊佐町で課題になっていると思われる自然環境保全をめぐる事例を検討します。いずれも砂丘林保全のように保全の体制が確立していると思えない、あるいは十分ではないと考えられる事例です。

まず、この議会で何回も何回も発言している臂曲地区岩石採取に絡む課題です。現在裁判は最高裁に係属中ですが、その結果がどのように示されてもその直接的な射程範囲は採石業者が平成28年11月に山形県に出した採石認可計画に関するものとどまります。裁判での判断によっては今後に大きな影響を及ぼす可能性はありますが、それは間接的なものであり、もしこれから新たに採石認可計画が出された場合、再び一から審査しなければなりません。昨年、仙台高等裁判所での和解協議が調いませんでした。このことは金額的にやむを得ない判断だったとは思ひますが、全面的解決に向け、動かなければならないことには

変わりはありません。

では、和解等による公有地化以外に全面的解決に向けた具体的方策には何があり得るのか。私は、大きく分けて2つの方法があると考えます。まず1つは、採石法や森林法といった法律を再整備し、採石をすべきでないケースを湧水保全などの観点から明確にし、かつ認可権者の実質的裁量権を確保するという社会科学的な制度面へのアプローチです。このことは町長が再三中央省庁に要望していることは承知していますし、議会でも昨年3月定例会で意見書を取りまとめています。そして、もう一つの方法は、自然科学的な自然環境保全の視点からのアプローチです。具体的には臂曲地区のみならず、遊佐町全体の水の流れの質と量のモニタリングです。もちろん臂曲地区とその周辺は重点的に行う必要があります。定点かつ経年の変化が連続的に把握できていなければ、水循環を脅かすおそれがある採石などの開発行為に科学的に十分対応できません。このモニタリングは現在全くなされていらないとは言いませんが、平成25年頃より極めて不十分な状態が続いています。これも本会議場で以前から指摘していますが、特に同位体に着目した調査をかけています。定期的に調査しなければ、年月の経過による水の質や水脈の変化は把握できません。

次に、洋上風力発電事業計画に伴う課題について検討します。この件も度々発言してきましたが、現時点で数多くの不安や疑問が町民から出されているのにもかかわらず、それらへの解決はほとんど図られていない状況が半ば固定化しています。環境アセス制度の中で町長は県に意見照会できることにはなっていますが、それ以外の場面でも町民の思いを代弁する必要があると考えます。一方、風車の設置による海底湧水への影響に関しては、町全体の健全な水循環の保全というテーマにもつながります。臂曲採石事業を局所的な問題と捉えるのではなく、ともに水循環の問題だと捉えることで総合的な対応も可能になるはずです。

昨年来、新型コロナウイルス感染症の影響で学習会の開催や専門家に来ていただくことは確かに難しくなっています。しかし、コロナ後を見据える必要もあります。一昨日示された令和3年度施政方針には、幾つか自然環境保全に関係すると思われる言及がありました。それらを踏まえ、時田町政は自然環境保全施策をどのように実施していくのか。所見をお尋ねし、壇上からの質問を終わります。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、5番、齋藤議員に答弁をさせていただきます。

まず、これからの自然環境保全施策をどのように実施していくのかという質問でありました。最高裁に上告された岩石採取の係争については、裁判が結審すれば全面解決でないというのは、それは私も十分分かっています。ただ、和解は双方が理解をすれば初めて成立するのであって、かけ離れた金額ではやっぱり町民理解が得られないということであれば和解成り立たずは、それはやむを得ないこと。町としては、誠心誠意の提案をしたつもりであります。植林も行いますって申し上げましたけれども、そんな安い金額を想定した植林の提案ではなかったはずですが、全く受け入れる余地がないということをご理解をお願いしたいと思います。

町内の水循環を形成する地下水及び湧水は鳥海山の豊かな森林等に支えられており、それらは町民の生活や経済活動に欠くことのできない資源であり、遊佐町の健全な水循環を保全するための条例では、健全な水循環の保全に関する施策を総合的に推進すると定めております。平成27年度に国連サミットで採択さ

れたSDGsは、誰一人取り残されない持続可能でよりよい社会の実現を目指すために、安全な水の確保や持続可能なエネルギーの確保など、17の国際目標が定められており、2015年9月に採択されたSDGsの理念に沿った地域課題の解決を進めることが求められていると考えております。町が目指す将来像の一つに、自然と調和した安全、安心な快適な町が掲げられており、町のシンボルである鳥海山の豊かな恵みに育まれた遊佐の暮らしや文化を守り、これからも永続的に暮らすための環境整備を進めることは、SDGsの理念と一致するものと考えております。本町も、世界共通の目標となるSDGsに理解を深め、遊佐町ならではの特性や資源を生かして施策を推進していくことで、SDGsの実現に貢献したいと考えております。自然環境の保全施策につきましては、先日再認定を受けた鳥海山・飛島ジオパークの活動とも連携しながら、学習や体験を通し、地域の自然環境に対する認識を深めるきっかけとなるよう取組を行ってまいりたいと考えております。

議員お尋ねの洋上風力発電、現在は環境アセスメント法の第1段階である配慮書への県への町の意見の回答中につきましては、遊佐町では環境審議会で出された意見を付して県に報告をしております。経過については、県が次の段階までに想定図を図式化で示すとされており、海底湧水が庄内浜にあるのか等についてまだ科学的な質問への回答がなされていない現状でありますので、私個人の意見を県より問われているものではないということを考えれば、そして行政としてはこれまで行ってきた環境審議会の中での委員の皆さんの意見を、また県が行う風力発電に関しましては遊佐部会を通しての意見を県に申し上げていくのが本来の行政の在り方ではないかと、このように考えております。新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、説明の機会などが限られておりますので、広報やホームページなどを活用しながら情報発信を行い、町民の皆様と協働しての課題の解決を図りたいと思いますので、今後とも議員各位のご理解とご協力をお願いしたいと思います。科学的根拠の調査は係争中でありましたので、裁判での問題では科学的根拠の提示等はまだなされておられません。県が公害等調整委員会での質疑の中では科学的根拠の提示という形ではなされておりましたが、遊佐町としては県と一体的に、県の公害等調整委員会で県が負けることのないように、やっぱりタッグを組んでしっかり頑張っていかなければならないと思います。岩石採取係争につきましては、ちょうど2月20日で丸4年を迎えます。なかなか裁判長いのだなという思いしていますが、それは9月頃からの準備段階、準備書等の意見で町が規制対象事業であるということを申し上げたので、実はもう4年半ぐらい岩石採取は新たな箇所は行われていないという形でありますので、最高裁の裁判で必ずや負けないようにしっかりと努力をしてまいりたいと、このように思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 最初に、水循環の保全ということについて各論に入りたいと思います。壇上でも申し上げましたけれども、この手の話は私議員になってからしつこくしつこく言ってきました。齋藤弥志夫議員によれば、要望を通すためには本会議場でしつこくしつこく言い続けることが大事だというふうに伺っておりますので、それに倣って私は、今回で終わらないかもしれませんが、しつこくしつこく言い続けたいと思いますので、ぜひご容赦いただきたいと思います。

話を続けますけれども、私は、譬喩の裁判がどうであろうとも、やはりいつ何どきどうということが起きるか分からないということもありますので、水循環を保全するための施策というのは常に打ち出すべきだ

というふうに申し上げてきたと思います。今日は、一昨日の施政方針も話のベースにしたいと思いますので、そこを確認してみたところ、水循環を保全するということに関しての記述なのですが、私が見たところこういうふうに書いてありました。「豊富な湧水をはじめとする鳥海山からの恵みを永続して享受できるよう、水循環保全計画の推進に努めます」という一文だったのです。若干ジオパークの部分にも似たような記述はありましたけれども、ほぼこの一文のみに私は捉えました。今回の施政方針というのは、毎年の施政方針であると同時に、町長にとっては4年に1度のとりわけ大事な施政方針であると思うのです。そう考えたときに当然施政方針の中に張りというのですか、私はこの年今年は特にこれやりたいというアピールがあってもしかるべきかなと思うのですけれども、施政方針全編読んで私思ったのは特に山がないのと、歌で言うならばサビの部分が分からなかった気が私なりにいたしました。実際、今申し上げたとおり、水循環保全に関する記述は非常にあっさりしたものでしたので、当然この施政方針は最終的に町長がペンを入れてオーケーをした上で出されていると思いますので、なぜこの程度の記述で終わったのか、これを最終確認者の町長に確認したいと思います。どうしてだったのでしょうか。町長にお願いします。これ町長でないといけないので。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 水循環もそうですが、今町としては最高裁の係争中でありますので、それら等にあまり強調し過ぎると係争主体の町になってしまうという、そんな施政方針にはしたくないと。裁判は負けられないというのはあるのだけれども、そういう形で、水循環はそれはいつでも町の課題であることは間違いのないわけです。それら等をしっかり進めるということ、またジオパークの活動、そして裁判の活動を通して、それらを総合してみれば何も力が抜けていたということは、それは取り方の問題ですから、あなたの議員としての視点の広さか深さがあるのかどうか問われるわけですから、それら等を理解していただければと思っています。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤武君） なかなか今興味深い回答だったと思います。裁判に関するようなことに捉えてしまうといけないので、そこは控え目に書いたというふうなふうに私受けたのですけれども、施政方針には裁判に関する記述もあるのです、この前に。ですので、その話は当たらないと思うのです。私が申し上げたのは、裁判に関係なく水循環保全施策はすべきではないかというふうに申し上げたので、そこは真っすぐ受け取っていただきたかったなという思いがいたします。

それからもう一つ、これも町長しかお答えできないと思いますので、もう一つお聞きしますけれども、壇上でも触れたのですが、平成25年ぐらいからですけれども、水脈に関するモニタリングがほぼされていません。ちょうど時田町政が2期目の頃からだと思うのですけれども、これは何でなのかというのは前から私ずっと疑問だったのです。

（何事か声あり）

5番（齋藤武君） いや、やっていないのですよ。ですので、同位体調査なんかほぼやっていないので、何でこういうふうに25年から変わってやらなくなったのか、そこを教えていただきたいと思います。町長でないといけないと思うので。

議長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 科学的根拠、裁判によれば地下の岩盤の下を通る水脈等の科学的根拠は証明が難しいという既に言われております。山形地裁、仙台高裁でも言われております。ただ、一部の科学者は水門を見れば全て分かるのだからと言って言っていますけれども、裁判所で認められていないものを町としてそれが全て分かるからやりますというわけにはなかなか難しい。そして、採石等の係争が主体でかなりの労力費やしてきたという経過でいけば、一応結審すればその後緑化等の問題等が必ず発生するわけですから、それら等で、またもう一つは、私が一番心配なのは、あの石を取って、土を取って、そのまま裸の山が残っているという事態の中で、最近は大陸由来の硝酸性の雨がどのように地下水に影響を与えるというのは感覚的には非常に分析は難しいとされておりますが、多分10年単位で見たならば、かなりいわゆる大陸の影響がある分土質の土の中に水の中にそれらが来るようなおそれがあるので、現在あの地域には立入りもできません。そんな形の中でいくと、エリアとして壊されたところをどうやって、まずは緑化を求めていくか、そして裁判が結審すれば結審したなりに、開発したところのエリアの植栽の義務は事業者にあるわけですから、それら等をしっかり県を通して県と力を合わせて植栽の履行をしっかりと求めていって、それら等立ち入ることができるになれば水質等、成分等の検査も、それは可能であろうと思っています。

議 長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） よく分からないのですけれども、まず十分科学的調査をしても水の流れは分からないと、十分分からないと言っておきながら、裁判には証拠として出しているというのが一つ分からない部分。

もう一つ、私が申し上げているのは、そのときに調査も必要だけれども、時間的な変化も把握するべきではないかと。それは、今後にも生かせる資料になるので、裁判と関係なくやり続けるべきではないかということなのです。そこら辺の話が全く今飛んでしまっているような気がするのですけれども。例えば時間追っての調査は必要ないというふうに町長はお考えなのですか。どうですか。いや、町長、どうですか。町長がおっしゃったので。

（何事か声あり）

5 番（齋藤 武君） いや、だから町長の答弁に対する私は疑問なので、お答えくださいということです。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 必要な時期が来れば、それは私が判断をいたします。

議 長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） 必要な時期が来るということであれば、考えるならば、話の前後から考えれば、定点観測は要するに一定程度毎年あるいは数年に1回ずつの調査は必要ないというふうに私は理解するしかならないと思います。

もう一つ、前から気になっていたことがありまして、これも町長にお聞きしたいのですけれども、ちょうど時田さんが町長になってすぐだと思うのですけれども、水循環の保全に関する業務というのが1階の環境係から2階の企画課の企画係に移りました。そのことによって私自身の、そのとき思ったのは何でそういうことするのだろうと。そうすると、水循環の保全に関する業務が1階と2階で股裂きになってしまうのではないかと考えたのです。いまだに私はそう思っています。何でそういうふうにしたのかちょっと

分からないので、参考までですけれども、教えてください。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 私の前の行政がどうであったかというのは私も分かりません。自分がなってからは、開発行為等に関しては企画課で一元で管理していこうと、議論してから決めていこうという形でありましたので、それぞれの課に分散するものでなくて、かつて企画開発課という名称もありましたので、企画開発に関するものは企画課で一元管理をして議論して決めていこうという形で現在の体制になったということでございます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 分散しないように2階に上げたということですが、でも結果として分散していると思うのです。開発行為という部分に関しては、それはそうかもしれませんが、水循環保全ということに関していえば、やはりそこは業務が分かれてしまっている部分があるというふうに私は思います。ちょっとそこは押し問答してもしょうがないので、話を続けますけれども、遊佐町は鳥海山のおかげで成り立っているというのは今さら言うまでもありません。ですので、遊佐町としては町としても山を適切に保全する責務が当然あると思います。このことは、昨日阿部満吉議員からも指摘がありました。そう考えたときに、鳥海山を私益の面から利用しようとする人については、やはり適切な範囲に収まるように求める必要があると思います。そのときにどういう理由に基づくのかと言われるときに、これこれこういうデータがありますので、ぜひ理解いただきたいというふうにデータを示すべきだというふうに思いますので、私はデータが必要ではないかということも申し上げているわけですし、あとそれから遊佐町は飲み水のほとんどが地下水をくみ上げているわけですので、町全体の基本的な環境インフラとして地下水がどういうふうに流れていっているかと、いわゆる健全な水循環の保全ということに関していえば、町の全体の水の流れを把握することは安定的な飲み水の確保ということにもつながるわけですので、意義は極めて大きいと思います。ですので、ぜひそこら辺は、そういう点から裁判ということだけではなくて、大局的見地からご理解いただいて施策を行っていただきたいというふうに思うわけです。いかがですか。何かあれば。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 実はこの豊かな遊佐町で水道が濁りに濁って、毎日、毎年の議会で、定例会で一般質問二、三人という議会が何年か続きました。まさに幾らいい水であっても、しっかりコントロールしていないとやっぱり濁ってしまうということがあった。100%地下水に依存する町として、それが常態化していたということがあったわけです。それらを、私は議員のときに100%地下水の熊本市に研修行ったときに、予防管理という原則でやらないと駄目なのだと、予防管理をしないと駄目ですよというふうに教えていただいた記憶があります。ですから、水道についても予防管理を徹底してやりましょう。そして、私が就任して一番最初に課題になったのが西遊佐地区の砂取りの課題でありました。その当時は、砂取りに関しては、全て農業委員会が判断してオーケー出せば、それで砂取りはオーケーになるという状況でありましたが、やっぱり協議を行って、地元と協議を行い、また2回目の取るのはやめようよというルールをつくって、それら等がしっかり今基準に反映されてきていると思っていますし、臂曲地区の岩石採取の以前は懐ノ内から見れば昭和の時代からの課題が営々と今まで引き継いできたって思っていますし、それ

らを何とか解決したいと、そしてやっぱり行き過ぎた開発行為からはこの町を守っていききたいと、これが町民の願いでもあるわけですから。ただ、思いや願いだけではなかなか行政は法律行為の中では届かないところもあるという形で現在の係争に至っているということでございますので、やっぱり情報は公開をして議論しないと駄目だということがありました。なぜならば、あの40町歩買ったときに岩石使用目的は岩石採取って書いていたんです、国土法の届出。ところが、それ議会にも伝えない。どこにも伝えないで、執行部が8.9ヘクタールの、その当時会議も開かないで認可したわけです。それらがずっと今まで続いているということを考えれば、オープンに議会にも交信して、これ国土法の届出が岩石採取になっているのだけれども、いかがでしょうかって、私もその当時議員でしたけれども、それは当然イエスとは議会は言わないと思います。それら等のチェックもいただくように、なるべく情報はオープンにしながら進めていこうとしてきたのが私の行政の進め方であります。

残余あれば課長から答弁させます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 町長のお言葉を借りれば、思いや願いだけでは何ともならないところがあるから、だから水をモニタリングしてくださいというふうに私申し上げたわけなのですけれども、時間もないので、次に参ります。

次に、洋上風力発電につきましてちょっと確認をしたいと思います。私は、去年の9月の定例会一般質問でもお話をこの場でさせてもらいました。そのときの趣旨としては、まず町民の関心を喚起すべきだというふうに発言したと記憶しております。その次の12月議会では、町民の関心の高まりを踏まえて、環境影響配慮書に関する県からの意見照会には町はどのようなふうに回答しているのかということをお尋ねした覚えがあります。その後今に至るまで、町の内外、洋上風力発電に関して幾つかの動きがあったと思います。先月の29日ですけれども、いわゆる遊佐部会と言われる検討会議が開催されました。その場で県から想定海域の縮小案が出されたなどの新聞報道があります。では、どのくらい小さくなったかということですが、私から見れば僅かな変化だったと思います。図を見る限りですけれども、生活している人からすれば重要であろうと思われる海岸から想定エリアまでの距離は変化ありませんし、あと海岸沿いの南北方向の長さも一切変化していないわけであります。遊佐部会で県はフォトモンタージュを公表することを示したそうですけれども、果たしてそれがいつになるかということについては現段階では不明なようです。私が遊佐町内での風力発電の説明会あるいは町民と議会との懇談会の様子なんかを基に様子を推しはかると、町民の方は脱炭素社会の構築ということについてはご理解が得られるのかなというふうに思います。ところが一方で、海面からの高さ180メートルから266メートルという風車が36基から63基建つという現在の計画、このような建て方はとてもではないが、勘弁してくれという意見が多い、あるいは少なくないというふうに私は認識しております。一方、遊佐町とは遠く離れた事例なのですけれども、北海道檜山地方にある乙部町というところがありますが、檜山沖で計画されている洋上風力発電計画を推進する檜山管内洋上風力連絡協議会から脱退するという方針を示したそうです。理由としては、騒音被害や環境悪化を懸念する町民の意見を踏まえた結果だというような新聞報道が別にあります。今朝の、今朝か昨日かの新聞報道によりますと、酒田市沖でも洋上風力発電計画を具体化するというような報道もされております。

そこで、毎度今日は町長にばかりお聞きして恐縮ではあるのですけれども、壇上での町長答弁において、遊佐の町長としての意思の表明の手段として、当然県からの意見照会に対する回答があって、それはきちんと答えていただくことが前提ですけれども、それ以外でも声を上げるかどうかというところに関して町長は慎重な姿勢を示したと思います、壇上での答弁で。確かにそれは非常に品行方正なセオリーだとは思いますが、ところが意見回答でどういう内容を書いたとしてもそれというのはなかなか町民には伝わりにくい中身なのです。町民の人がよっぽどそのデータを取り寄せて何が書いてあるかを調べない限り、町としてあるいは町長としてどういう意見を県に伝えたかというのが分かりにくい。そう考えると、やはり意見照会に応じるだけでは甚だ迫力不足というか、不十分な気がいたします。

それからもう一つ、これから法定協議会という話が出ておりますけれども、仮に法定協議会が設置された段階になってから、いやいや、もっと風車の数を減らしてほしいのだけれどもということ仮に言ったとしても、私は他地域の事例を見るとなかなかその要望というのは受け入れられてもらにくいのではないかとこのように思います。ですので、意見、要望言うのであれば、早い段階、先手必勝であらゆる手を使ってしっかり伝えるべきだということに思うわけです。例えば今日この場も公式の場面ですので、先ほど壇上では控え目なお話でしたが、もっとはっきり踏み込んだ発言をなさってもいいのではないかと私は思うのです。例えばですよ。例えばですけれども、遊佐町は県が示してるエリアの中に30本とか60本、30本から60本の計画今あるけれども、それは認めないと、こんないっぱい駄目だと、だけれども脱炭素社会の話は分かるから、せめて一番沖合1列10本だけはオーケーだと思いますというようなことを仮にメッセージとして示すというのもありだと思っております。そこまですなければ、私は、これずるずる、ずるずる話がいって、若干本数は減るかもしれませんが、現在の計画と似通った本数が建って、何かこれ違うなということになるのではないかとこのように思うのですけれども、そこら辺もう一度もし、町長、思いがあれば、なければ結構なのですけれども、いかがでしょう。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 今国の環境アセスの第1段階が配慮書だと思っておりますし、第2段階で、第3、第4がありました。意見を申し上げる機会は、まだまだスタートしたばかり。報告は、審議会の意見をそのまま付して、何も細工しないで、そのまま担当の課で県に対して申し上げているということでございます。私は、やっぱり広く町民の意見を求めて回答していくというやり方のほうが、私から最初からいいとか悪いとか言ってしまったら、それは誘導になるという形もあると思っておりますので、広く意見をフラットにいただくというのが立場ではないかと。そして、国の環境アセスメント法案決まった中での準備段階とかいろいろ評価書とか行くわけですから、そこらで意見が最終的に私の意見どうでしょうかと求められたら、そこは個人的な意見も発言する機会は多分あるのだと思っておりますので、そんな今からどうなるものかも分からないうちどうだこうだという意見を言うのは。実は遊佐部会という部会の中では、それぞれの利害関係者、漁業関係者とか地元の皆さんとか、いろんな方がいろんなことを今いっぱいおっしゃっている段階ですから、それら等をしっかりまずは、この関係団体エリアの町の皆さんとか関係する皆さんからいっぱい意見を言っていただく機会をやっぱり大切にする時期ではないかなと思っております。

今、この間の大雪、寒波で電力需給が逼迫をして、そして原油が今1バレル、61ドルぐらいまで上がった。なかなか発電用の油が足りないという形の情報もある中で、では人間として電気は欲しい、だけれど

も原発も駄目だよねって、石炭も駄目だよねって、何も駄目だよねという形では、人間社会立ち行かなくなると私は思っています。ですから、私は、この話が一番最初にあったときに、山形県の課長には、県として設置基準、風力発電を遊佐沖で受けるときの設置基準、ガイドラインをまず県自身が苦勞してつくってもらえませんか、そういうことを申し上げましたし、2つ目として、やっぱり地元の住民にリスクがないようにするには、リスク管理のたたき台、まずは県がつくるべきではないかということは既に2回ほど申入れをしております。それら等のほうが現実的ではないのかなと思っていますし、遊佐部会もいろんな方がどんどん代理で行ったりして、いろんな発言があると伺っておりますので、それら等は報告書の中で読ませていただいたりしてはいますが、いろんな意見があってもいいのではないかって私は思っているところです。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 町長の発言がそれが誘導だというふうに見方もあるでしょうし、見方を変えればそれはリーダーシップだということにもなってくるわけだと思うのです。私が言いたいのは、脱炭素社会の動きを否定するものではないということがまず1つ。

それからもう一つ、やっぱり申し上げたいのが、施政方針の洋上風力の部分読むと、「あらゆる機会を捉えて説明回答の実施を県に求めていく」というふうに書いてあるのです。それは当然なのですが、それ私からすれば去年というか、今年度までの話で、令和3年度以降に関してはそういう悠長なことを言っていたら多分間に合わなくなるのではないかという思いがあるのです。私としては思います。ですので、申し上げているわけなのですが。

ちょっと今1つ分かりにくかった部分があったので、ちょっと最後、これ最後に町長にこの時間お聞きします。すみませんけれども。洋上風力発電の当否、いいか悪いかということを考えるに当たって、あるいは程度問題を考えるに当たって、町長の判断基準って何なのか。それは、周りの意見を聞いて決めるということなのか、それはそれでいいのですけれども、そうではなくて、それはそうなのか、それとも自分なりの何か判断基準に当てはめてやるのか、もしそれがあればちょっと教えていただきたいと思います。端的に。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 私は、自分が町長してからすぐ次の日に陸上風力やりたいのですという申入れを酒田の事業者からいただきました。そのときに遊佐町は、私当時議員辞めていましたが、町長なったときは新エネルギー導入ビジョンというすばらしい計画をつくって公開していました。公開していたけれども、設置基準守っていなかった。リスク管理の協定書のたたき台も何もつくろうとしていませんでした。その中で、風力発電の可否について私は議員全協で、そのときは多分3回全協開いていただいて説明したと思いますが、議会からは猛反対をいただいた記憶がございました。そのうちにガイドラインをつくりながら、あっ、忘れていたねって。それで、リスク管理の協定書のたたき台も手作りでやったときに、地域の皆さんがでは新しいことを我々受け入れますよという答えをいただきました。私は、リスク管理だけはしっかりしますよねって、町もしっかり協定に加わりますよという形でオーケーを出しましたら、その当時は酒田市は景観が悪いからという形で、その当時の公益文科大学の学長が委員長でしたけれども、陸上風力にノーという答えを出しました。そして、遊佐町がイエスでしたので、大変私は朝日新聞、これ新聞社の名

前言います。朝日新聞と河北新報には、大変能力ないからオーケーしたのではないかってたたかれてしまいました。大分悪く書かれましたけれども、そんな中で完成したらリスクがあったのです。テレビが映らなくなったと。それらも協定書に基づいて見直しながらやったら、動き始めて半年で3.11でした。みんな原発停止で電気が足りないというときに、ゴーを出した風力が稼働し始めて、初めてだまされたのではないとか能力がないからオーケーしたのではないかという新聞社が先が見えたのですかって言葉を返して言うてもらいました。私は、その経験が非常にやっぱり大きかったなと思います。ですから、全てがノーという発想からまずは出してみようではないか。この地域が豊かになるには、それはそれはやっぱり国のプロジェクトも地域に導入しながら経済的なことも進めていかないと大変な目に遭うな。特に今日新聞で酒田市が宮海の国の港湾エリアと、それから最上川の南ですか、赤川までの間ですか、あそこでまた始まる、申し入れるのだという話を聞いたときに、スケールメリットというよりは、ああ、やっとな酒田と遊佐、一緒に庄内北部でそれら等に協働して取り組めるなという思いをしています。ただそれぞれの町のことは酒田市に遊佐町が幾ら口出しだってそれは不可能なわけですから、まずは地域の皆さん、そして町民の皆さんにリスクがないようにしてもらおうこと、それでサケのふ化事業大変好調ですが、その定置網等の影響でせっかく好調になったサケのふ化等がマイナスにならない、ハンディにならないような形を何とかお願いすればいいという形でいくと、いろんな方が遊佐部会に参加して意見をいただいている。非常にありがたいことだと思います。議論していく中で公約数として議論はまとまってくるものだと私は思っていますので、そんな私が見に行ったら見に行き決まるものでもないのでしょうし、議論しなければそれは独りよがりの結果になるのしょうけれども、議論すること、環境審議会等で議論していくこと、遊佐部会で議論して重ねることが意見の一致を見る方向に進むものだと私は思っていますので、それら等の意見をしっかり我慢をしながら聞くということもこの場を借りて述べさせていただきたいと思っています。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 我慢をし、議論を聞いて間に合えばいいのですけれども、間に合わないのではないですかということでお聞きしたわけです。

町長（時田博機君） 間に合います。

5番（齋藤 武君） 間に合うというふうに町長が今おっしゃっていただいたので、それはそれで記録に残ると思います。

町長からおっしゃっていただいたので、私なりの自分なりが考える当否の基準お話しさせていただいたのですけれども、私が考えた場合、判断基準として、生活者として、遊佐の場合ですよ。遊佐の場合だから生活者と言いますが、洋上風力発電の傍らの集落でその場所で世代をつないで住み続けたいと思うかどうかということだと思ふのです。例えば自分の代は我慢するけれども、子供たちにはとてもここに住ませ続けられないということであれば、これやっぱり悲し過ぎる話だと思いますし、やっぱり受忍限度というような考え方あると思うのですけれども、世代をつないで住み続けたくないというふうに現に住んでいる人から思われてしまえば、それは幾ら脱炭素でも迷惑施設になってしまうだろうというふう思うわけです。ただでさえ人口減少が言われている遊佐町で、風力発電栄えて町が減るということであれば、それは本末転倒だと私は思います。ですので、先ほど沖合1列だけという話を例えば話として出し

たわけであります。

時間がないので、次、地域生活課長にお伺いいたします。自然環境保全ということに関していえば、今申し上げたとおり、風力発電もありますし、吉出の件もありますのですけれども、身近な八ツ面川の件もやはり気になるところであります。八ツ面川に関しては、今は亡き鈴木康之さんが非常に精力的に保全活動に関わってくれていました。そのおかげでイバラトミヨもこれまでは比較的安定して生息していたというふうに思います。ただ、鈴木康之さんが亡くなってこれからどうするのかということも実はあるのかと思います。私が、鈴木康之さんが亡き後、康之さんの師匠に当たる岐阜協立大学の森先生とお話ししたときに言われたのは、これからは個人的な力に頼るのではなくて、地域的に永続的に八ツ面川が保全できる体制をぜひつくるべきでないかというアドバイスを受けたところです。これから、康之さん亡くなって既にもう一定の時間たつわけですけれども、八ツ面川の保全をどういうふうにしていくおつもりなのか。具体的要素としては、例えばイバラトミヨの個体数のモニタリングということもありますし、あと夏場、八ツ面川水温上がります。イバラトミヨは低水温を好む魚ですので、なかなか生きにくい環境になります。そうしたときに保全池の辺りはポンプアップして井戸水を足しているという話も聞きますので、そこら辺の管理の状況、現在の状況、今後も含めてどのように取り組んでいくお考えなのかお聞かせいただきたいと思っております。

議 長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

まず初めに、八ツ面川の整備につきましては、県営八ツ面川地区水環境整備事業ということで、学校が3地区内の10集落の代表者で、昭和63年2月になりますけれども、八ツ面川流域環境整備促進協議会が設立されてから6年目の平成5年にこの事業採択されております。この事業につきましては、平成10年度に完成ということで完成を見ております。整備された水路の延長になりますけれども、保全域から下流域まで全体で1,347メートルとなっております。全長にわたりまして洗沢の河川改修、そして洗沢の頭首工の工事に伴いました自然石、そして玉石を使用いたしまして、全般的に自然と生態系に配慮した工法で親水護岸という形で整備、施工されたところでございます。さらに、イバラトミヨなどの魚類の避難、そして及び営巣場所として、木柵、淀、置き石なども併せてところどころに配置をされております。

現在は、組合の名称を八ツ面川朝日堰流域水路管理組合と改めまして、これまでどおり八ツ面川沿川に存します10集落の代表者にて管理を行っていただいております。年間を通しての維持管理、そして毎年6月には共同作業として保全池と八ツ面川の藻刈りや草刈り、そして泥上げなどの河川の維持管理作業を行っていただいております。また、遊佐小学校の八ツ面川の総合学習へのご協力なども組合のほうからいただいております。八ツ面川での学習としては、遊佐高校でも実施してございます。7年前の平成26年から授業の一環として定期的なイバラトミヨの体長測定、そして水温計測、そして生息数の観察を行っているようでございます。また、遊佐小学校4年生でも、自然総合体験学習の一環といたしまして、イバラトミヨの生態調査や豊かな生態系調査に取り組みまして、地元の動植物講師であります畠中裕之さんを講師としてお招きいたしまして、様々ご教授いただきまして、また併せて八ツ面川組合からも要請を受け、指導に励んでおられるというふうにお聞きしてございます。遊佐小学校では、イバラトミヨの飼育も行われておりまして、これまで意識することのなかった豊かな自然と清らかな水、

そしてそこに生息する小さな生き物の調査、飼育を通し、地域の自然を大切にするという意識づけにもつながっているのかなというふうに思っています。新たな動植物講師、畠中裕之さん及び八ツ面川管理組合の指導の下、若い世代である学生のような取組活動を支援いたしまして、各団体がそれぞれ連携し合い、未来へと継承し、八ツ面川生態系の保持につながっていけばいいのかなというふうに考えてございます。

あわせて、イバラトミヨの井戸水等の補給はどうなっていますかということでお尋ねありました。八ツ面川周囲の自噴井戸からの水が流れ込みまして、きれいな水質を保持するため、氷河期の遺存種であり、絶滅危惧種であるイバラトミヨが数多く生息しております。イバラトミヨは、水温の低い遊水池、淡水環境に生息するというので、水質の変化、渇水の影響を受けやすい危惧種であるため、地元の組合ではその生態系の保全、向上に向けた活動に取り組んでおります。八ツ面川管理組合におきましては、2年前からイバラトミヨの生態系の保持活動といたしまして、自主的に毎月八ツ面川の水温計測を行っており、繁殖しやすい生態系の保持に努めておるといふふうにお聞きしてございます。水温の測定ポイントとしましては、一番上流の保全池、そして大日川、舞鶴橋、南田橋、東屋ということで5点、5ポイントにおいて水温測定しているというふうにお聞きしてございます。測定の位置につきましては、水面部分、そして水深の中央部ということで、2か所測定しているというふうにお聞きしてございます。夏場におきましては、特に水温が上昇し、また水深が浅くなるため、八ツ面川保全池設置済みの動力盤、最上流部に井戸水のポンプ設置してございますけれども、このポンプを稼働いたしまして、水温、水量調整をしているというふうにお聞きしてございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） ありがとうございます。

最後ちょっと時間ないところで恐縮ですが、教育課にお聞きいたします。これから統合が小学校あるわけですが、それを踏まえて自然環境を生かして教育をどのように展開していくお考えなのかを最後お願いいたします。

議長（土門治明君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

環境教育の問題のみならず、地域の課題、それから地域の素材を学習する、そういった統合後の方針につきましては、ただいま新校開校準備委員会の学校部会で議論をさせていただいております。ある程度の話合いはなっております、昨年の10月15日の教育委員会だよりの中に紹介させていただいておりますので、そちらを確認していただければ。間もなく話合いが終盤に差しかかっていることですので、何らかの報告ができるようになるのかなと考えてございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の一般質問を終わります。

午後3時15分まで休憩いたします。

（午後2時55分）

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後 3 時 15 分）

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 一般質問最後の11人目であります。議場床が壊れておりますので、眠くもならずここまで来たのかなというふうに思っております。朝、3番議員からは元気に行くというかけ声で今日一般質問が始まりまして、全ての人が元気でやるという話でありました。私の場合、うちに帰るとビニールハウスは飛ばされ、収穫中の野菜は雪に埋もれ、家に帰れば妻の愚痴を聞きながら、なかなか元気の出ない状況でこれから一般質問をさせていただきますが、もう少し皆さんお付き合いのほどをよろしくお願ひしたいと思います。拍手ありがとうございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。本年度、コロナ禍の中、我が町に対するふるさと納税は、業務の一部を外部委託して以来順調に伸びております。インターネット社会におけるネットによる宣伝効果は絶大なものがあり、楽天やふるさとチョイス、ANAなど、中にはポイントも得るため、納税者にとっては人気のサイトであり、これら複数のネット媒体を使用しながら納税決算が順調に伸びてきました。そのため、それに対応するための当初の計画の職員数では業務負担も大きくなり、人材の配置に苦勞しているとお聞きしております。このような状況において、来年度において現状のままの体制で引き継いでいて現状に応じて職員配置をしていくのか、また最低限度町が行う業務以外外部委託を考えているのかを伺います。

また、ふるさと納税の返礼品としては、1年を通して米、夏場はメロン、秋になれば柿など、季節ごとの返礼品をそろえておりますが、町がよく言う町の特産品を返礼品にしたい、例を言えば最近では町がこれまで力を入れてきたアワビなどがありますが、特産づくりは口で言うはやすいが、皆さんもご承知のとおり、大変難しいものであります。これまでにブランド推進協議会では個人や企業とともにこれまで努力してきました。多くの特産品を生み出していただきましたが、これぞというものがなかなか出にくい状況にあります。これまで遊佐町創業支援センターが事務局をして行ってきましたが、これからの支援体制はどのような考えかを伺います。また、創業支援センター自体のことも踏まえて、これからの支援センターの在り方も伺っていきます。

次に、町政運営も行政の効率化や専門性を求め、指定管理や外部委託などを行ってきました。また、各団体、組織に運営の一部として補助金を交付していますが、時代の変化や突発的な事情により変化をしております。例を言えば、今回のコロナ禍においての新たな補助金の施行、指定管理料の増額改定など、また各地域のまちづくりセンターでは多くの予定した行事が開催できず、交付された地域活動交付金も一部返還などと聞いております。予算の執行に当たっては、状況を踏まえ、適切に執行していると思いますが、問題点はないのかを伺い、壇上からの質問といたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、544回遊佐町議会の2月定例会最後の質問者であります10番、高橋冠治議員に答弁をさせていただきます。

最初の質問に関しては、ふるさと納税についてという形と受け止めております。今年度のふるさと納税は、2月2日現在で3万9,273件で、前年同月比402%増となりました。納税額も5億6,700万6,500円で、見込みをはるかに超える結果となっていて、今後も順調に増えていくものと見込んでいます。これまでの最高額を大きく上回る模様であります。これまでのふるさと納税の最高額は、平成29年度の2万9,398件、3億5,515万2,000円でありましたが、このときは納税額の5割、種類によっては5割以上の返礼品もあり、返礼品を金額に値しますと1億7,757万円ほどでありました。いわゆる本当に半分ぐらいしか手持ちには残らなかったということでありましたが、返礼品が3割以下となった現在は1億8,900万円程度の返礼品が必要であります。一番人気、庄内米、いわゆる遊佐産米は余裕があり、今後も品物が不足することはないと想定されております。現在、庄内米を筆頭に、メロン、小玉スイカ、庄内柿などの農産物が上位を占めていて、加工品では、魚介加工品、干し柿、丸餅などが選ばれています。特にJA庄内みどり農協のメロン、小玉スイカについては、4月に申込みを受けてすぐに予定個数に達するため、来年度に向け、個人農家の方からも協力していただけるよう作付前に依頼することとしております。また、楽天の運營業務事業者とともに新たな特産品、いわゆる西洋イチジクとかシャインマスカットなどを開拓し、来年度の返礼品として準備中であります。本町では、ふるさと納税のポータルサイトとして、ふるさとチョイス、ANA、楽天の3社を利用しております。昨年度まではふるさとチョイスに8割以上の利用がありましたが、今年度楽天の受付や返礼品送付などの運營業務をプロポーザルにより決定した事業者に委託したところ、町と連携し、返礼品事業者へのきめ細かい対応や返礼品内容が詳しく説明された見やすいサイトの完成につながり、8月にはふるさとチョイスを抜き、1月末現在では全体の82%を占めております。また、17%がふるさとチョイス、そのほかANAと郵便振替等となっております。ふるさと納税が増えることは、貴重な財源となり、喜ばしいことでもあります。しかし、年間約4万件の方々へのお礼状の準備、納税証明書の送付、ワンストップ特例に係る事務、返礼品送付業務など、日々対応に追われております。特に返礼品カタログがリニューアルとなる4月から6月と年末にかけての11、12月にかけての納税者が2万件以上と集中し、その翌月を含め、事務量の増加が職員の業務を圧迫している現状です。そのため、新年度からはワンストップ特例に係る事業を除いた運營業務をプロポーザルにより決定した事業者に委託し、納税業務を全体的に見直すこととしております。また、今年度からふるさと納税の受付業務を企画課から産業課に移行したことで、新たな返礼品の掘り起こしや返礼品の認定など、特産品開発の担当課が同時に担うこととなり、遊佐ブランド推進協議会との連携が以前より強化された感じがいたします。遊佐ブランド推進協議会は、新年度から地域活性化拠点施設に事務所を移しますが、今後新たな試みとして新生活様式に対応した通信販売サイトの立ち上げを準備しております。並行して当町オリジナル統一パッケージやラベルを作成し、新たな特産品だけでなく、これまでの特産品についても再度ブランド化を図り、通信販売サイトへ掲載する流れを検討しております。これまでの活動を見直し、地域活性化拠点施設内の共同加工場利用者への支援、また貸し工房事業者と連携し、生産から加工販売まで完結することを目標に加工品のブランド化及び販路拡大事業を進め、新たな特産品の完成とその特産品がふるさと納税の返礼品として活用されるよう研究していきたいと考えております。

続きましての質問でありました町から交付される指定管理料等の委託料、それぞれの組織に交付される補助金の扱いに問題点ないかという質問でありました。ご質問の適正な補助金等の予算執行については、

根拠法令を遵守し、財政規律を堅持しながら厳格な執行管理を行っているところであります。本町でも、具体的な交付基準となる遊佐町補助金等の交付に関する見直し方針をもって予算の適正化を図っており、当初予算編成会議の段階から周知徹底を呼びかけております。つまり補助金等を交付して差し支えないか、その必要性和効果を検証し、また政策的裁量の範囲で適切に判断し、予算執行に当たっているところであります。これまで遊佐町では、子育てしやすい環境をサポートするすくすくゆざっ子支援金事業やゆざっ子エンゼルサポート事業、遊佐高校就学支援事業、定住施策に係る移住者に対するきめ細かな支援、さらには空き家を活用し、起業につなげる空き家再生地域おこし事業などにおける特徴的な補助制度を積極的に打ち出し、全庁を挙げて取り組んできた営みがこのたびの住みたい田舎ベストランキングにおいて総合5位という評価を受けたものと受け止めております。その予算執行に当たっては、交付申請などの基本的事項を定めた遊佐町補助金の交付に関する規則に基づいており、交付の公金の交付手続を明確にするために規則もしくは要綱、規定等を定めて執行の適正を期しているところであります。

一方、平成15年度に地方自治法の改正が行われ、地方公共団体が指定する者による管理の代行制度への転換が図られました。これは、公の施設の管理について、多様化する町民ニーズを効果的、効率的に対応するためには、民間事業者の有するノウハウを幅広く活用することが有効であるという考え方に基づいて指定管理者制度が導入されたものであります。その目的には、町民サービスの向上、行政コストの縮減等がありますが、町に代わって公の施設の管理権限を持ち、条例に定められた施設の設置目的に沿って運営をしていただいております。町は、この制度の活用によって地域の振興及び活性化、行政改革の推進効果を発揮してまいりました。また、委託料についても、諸種の事務事業を本質的に地方公共団体が行わなければならないものとは別として、法令に根拠を置く公法上の契約と称されるものとそれ以外の私法上の契約があり、後者は町が直接実施するものより効率的であるもの、すなわち特殊な技術や高度な専門的知識を必要とする事務事業が該当します。執行に当たっては、町の契約規定に基づいて行われており、業務完了検査を経た上でその対価は支払われております。これらを含めた町の予算執行の統制につきましては、例月監査及び定期監査に加え、財政支援団体監査を行っております。例月における予算執行における対応はもとより、特に補助金に関しては、定期監査において、「年度当初に所管課で関係団体、いわゆる協議会、実行委員会等と協議し、遅滞なく対応されたい」旨の共通事項の報告書を頂いており、支出負担行為の審査の際には、目的に沿った実績が得られているか、使途が的確であるかなど、証拠書類をもって一つの案件に照らしながらダブルチェック体制を強化し、改善を図るなどして常に適正な執行に努めております。また、この財政支援団体に対しても、毎年定期的に援助及び委託の目的に従って執行をしているかを主眼に外部監査が実施されており、「関係帳簿、証拠書類等の調査の結果、調査の範囲で適正に執行されている」との報告書を頂いているところであります。

改めて、補助金とは、町が各種団体の広域的、公共的な活動支援するために交付するもので、補助金によって各種団体の活動を助長し、その活動を通して町づくりに生かされ、その意義が達成するものであります。つまり補助金が各種団体と町のパートナーシップを醸成する道具の一つであり、町民福祉の向上へその潤滑油としての役割を担うことになり、最終的には町民に還元されるものであるということであります。この根拠に関しては、まず憲法89条に「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、

又はその利用に供してはならない」とあります。また、地方自治法第232条の2には、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」としております。本町といたしましても、言わば公金、公の支配、公益性の原点に戻りつつ、これまで申し上げた一連の厳正な予算執行までのルールの下で、時代の変化や政策課題に応じた効果的な補助金制度及び指定管理の運用に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 今町長の答弁でもありましたが、昨年から比べれば400%ということで非常に好調過ぎるのだと思います。これがいろんな状況の中において伸びたのか、果たしてコロナ禍の中で一つの要因があるのか、その辺はやはり少し調べていく必要があるのかなと思っております。ただ、心配されるのは、今町長答弁の中にもありましたが、さきの議会で1番議員もこれに対して質問をしていましたが、結局マンパワーの問題が最終的に来るわけでありまして。そして、大変産業課、企画から産業課に移ったわけなのですが、たしかブランドも企画から産業課に移ってました。産業課大変ですねという形になります。企画は、企画も頑張っています。ですので、やはり思った以上にふるさと納税伸びていくということは、それだけのマンパワーが当然足りなくなるということでありまして。いろんな働き方改革とかいろいろ問題言われておりますが、その都度その都度納税してもらって返礼品が遅くなるって、そういうものではありませんし、タイムリーに返礼品を送らなければいけないというような形になります。

町長答弁によりますと、プロポーザルで来年度は考えていかなければいけないというふうなことをおっしゃってございました。町のホームページを見ますと、今公募型プロポーザルということで、楽天ふるさと納税業務委託ということで今ちょうど応募しております。2月の12日から2月の25日までですか、応募しております。これを見ますと、とにかく楽天のふるさと納税に特化した業務を委託するということでもあります。先ほどから見ますと、八十数%が楽天のこの納税の関係だと。あと、ふるさとチョイスが17%、なお残りの1%がもろもろということでありまして。そうすれば、当然楽天のほうに業務を集中していかなければいけないというふうに思います。しかし、1社に、1つにあまり偏ると何かあったときにやはり思わぬ反動が来るのではないかなというふうな心配も一つあります。なので、一極集中ではなくて、若干はある程度はほかの業者にも関わっているべきかなというふうに思っておりますが、その辺はどうお考えでしょうか。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

今回のプロポーザルもそうありますけれども、楽天1社にするというのではなくて、当然ANAとかふるさとチョイスは引き続き行っていただくわけでありましてけれども、特に楽天の業務引き受けていただいた業者が非常に有効なといいますか、消費者にとって非常に見やすいサイトの立ち上げ等を行っていた関係もあったのか、コロナの影響もあったとは思いますが、その点では楽天で納めるふるさと納税の部分が非常に多く割合を占めたという結果に今のところはなっております。ですから、そちらのほうにANAとかふるさとチョイスのほうもその業務を一緒に引き受けていただければ本来が一番いいのかなというふうには考えておりますが、まずは楽天のほうの業務委託を1年契約としておりましたので、

今回は楽天のほうも更新しなければいけませんので、そちらのほうのプロポーザルをまずは上げたところ
であります。

議 長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） プロポーザルの前提条件ということで書いてありますが、業務遂行が本町または
酒田市ということであります。今プロポーザルするのですが、当然応募する会社は大体想像できます。そ
れ以外は多分応募してこないのではないかと。業務委託期間は、今年の4月1日から令和5年度の3月31日
までということで、2年間ということであります。予想される会社は、旧八福神のところに事務所を構え
るという話もお聞きしております。まずは、来年どのぐらいの件数になるかは想像はつきません。このコ
ロナの影響が、コロナ禍の影響がどのようにそこに関係しているのかは誰も予想できないというのは確か
であります。ただ、今年ぐらいに伸びるか伸びないかは別として、以前よりは多分ずっとふるさと納税は
高止まりでいくのだというふうに思っております。なので、まずはしっかりした業務委託。業務委託は、
町の絶対やらなければいけない部分と、あとは業者に任せてもいい部分があるのだと思いますけれど、
全体の業務委託をする場合、どの辺までの業務委託をお考えか伺います。

議 長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

これまでもそうでありまして、今後も同じような形での業務委託を考えているわけでありまして、
特に今の業務委託の中では年末におきます住民税の特例に対する証明書の発行業務、送付業務がございま
すので、そちらが納税者の半数近くを占めるわけでありまして。それを一手に1月末までに送付をしなければ
いけないという業務が発生しておりますので、それについては、これまでもそうですけれども、企画の
ほうでやっていた場合でも、各課から応援をいただきながら読み合わせ等も行っており、間違いのないように
確認業務をしながらの送付というような業務を行ってまいりました。さらには、今回は件数も倍以上にもなっ
ておりますし、さらに今年度につきましては各課からの応援を含めて会計年度任用職員を特に4名ほど
12月から急遽応募して勤務をしていただきながらその対応に努めたわけでありまして、そちらの町民税
の特例業務の関係の送付についてを今度は業者のほうからもできるように、封筒に入れる業務が非常に煩
雑でありましたので、来年度以降はそちらの業務についても委託をするようにしまして、なるべく職員の
関わる業務量は減らしていくような方向で考えていくといったところであります。

議 長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） まず、1月に大変この忙しい業務があるのだということでありまして。その一部も
業務委託するということであれば、今までも大変右往左往していた部分が少しは緩和するのかなという
ふうに思っております。ふるさと納税増えるのはうれしいのですが、やはり職員がそのためにばたばたす
るというのはいかがなものかと思っておりますので、その辺は含めてしっかり業務委託の内容に反映していただ
ければありがたいというふうに思います。

あとは、先ほど質問でもありましたが、特産品を返礼品として送るのだという話でありまして、そこを
特産品をつかさどっておるのが遊佐のブランド推進協議会ということでありまして。先ほども言ったように、
いろいろここにあるように数々の特産品と言われるものがあります。返礼品としてできるものもあれば、
なかなかしにくい部分もあります。要は特産品づくりも結構なのですが、ブランド推進協議会のこれから

の在り方も含めて、そして創業支援センターということで、当初はあれは平成24年から始まった事業だと思っております。この事業は、地域の実情に応じた創意工夫に基づく雇用創造の取組をより効果的に推進するため、これまで実施した地域雇用創造推進事業と地域雇用創造実現事業を統合した厚生労働省の委託事業から始まっております。これ3年区切りで来るのですが、後にやはりこの事業なくなって、町の単独事業として行われてきました。今コロナ禍でいろんなイベントが中止になっております。主にブランドが今まで携わっていた遊佐ノ市も今年度から中止ということで、数々出向くイベントがほぼなくなりまして、それから当然成果発表会とか、それからフードフェスタとか、いろんな部分が中止になりまして、支援センター、ブランド協議会の活躍の場が本当に少なかった年なのかなというふうに思っております。ブランド協議会に行っても何か問題ありませんかと言ったら、あまりないという。なぜないのかなといったら、催物がなかったという話であります。ただ、ブランド推進協議会は、催物のイベントの全く係でもありませんので、本来であれば創業支援だとか、それから特産の開発だとか、売り込みだとか、そういう部分を携わっていかなければいけない部署だとも思っておりますので、その辺はこのままでいいのか、やはり場所が移るをきっかけに新たな組織づくりにしていくのか、どのようにお考えか伺います。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

確かに以前は国の補助金を受けまして優秀な人材といいますか、専門の職員を配置して特産品の開発等進めてきたわけですが、そういった補助もなくなった関係で、町単独の事業として少ない経費で最大の効果を上げるためにこれまでブランド職員2名で対応していただいていたわけでありましてけれども、なかなか、我々の指示には非常に的確に従っていただけるのですけれども、創業支援でありますとか本来の特産品の開発も含めて、そういった個々の事業についてはなかなか積極的に取り組んでいただけなかったのが実情かと思っております。幸いにも、活性化施設を利用しまして加工場等を整備し、新たな特産品開発もできる環境も整ってまいりましたので、来年度以降ブランドの職員が活性化施設に常駐をして、そちらでいろんな事業の単独開催も可能でありますし、見学会等を含めて施設の利用説明会も行っていくわけがありますので、それらを利用しながら新たな特産品の開発に向けても今後取り組んでいただきたいと思っております。まずは、今後はブランドの職員の資質向上も含めて研修もしながら、よりよい特産品開発できるように我々も進んでブランドの職員と一緒に今後取り組んでまいりたいと思っております。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 今課長がお答えになったように、非常に今のタイミングでやはり内部を変えていって、本来の特産品開発だとか企業支援だとかというふうに持って行ってほしいなというふうに思っております。少ない予算で最大の効果と言いますが、これだって大変な話であります。まずは予算としては来年度予算に1,590万6,000円という、1,500万円ほど委託料として上げております。やっぱりこの予算の中でしっかり業務を遂行していただきたいというふうに思っております。ブランド推進協議会の負担金としては115万円ほど支出の予定でありますので、やはりここは原点に戻って、しっかり特産品の開発もそうなのでありますけれども、やっぱり販売ルートの確立といいますか、もあります。ただ、地域活性化拠点施設には今ふるさと納税の業務を委託される会社も一緒になるかもしれませんので、逆にそこは情報の連携が非常

にやりやすくなると。だから、今、来年度からその辺はしっかりして本来の仕事をしていただきたいというふうに思っています。町長、この辺町長としてどのようにお考えでしょうか。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 実は遊佐ブランド推進協議会が、遊佐ノ市、主体的に本当は豊島区との交流で12月からやる予定で、新しいイケ・サンパークでファーマーズマルシェをやりたいという申入れがありましたので、ちょうど私が東京出張したときに豊島の高野区長からその現地を見せていただきながら、そして決済は、何と現金でなくて、いわゆる電子マネーで行うというような新しい方式をやるのだということで了解してきたのですが、緊急宣言が10都道府県に発令されたことによって今それが開催できないで新年度を迎えそうであります。ただ、豊島区からは、ぜひとも遊佐ノ市のセカンドバージョン、今までのやつは第一次でしょうし、新しいところでも継続してくれないかという、特に友好都市を代表してやってくれないかという申入れもいただいておりますので、これまでの雑司が谷の区民センターとか池袋本町とかでなくて、隣がサンシャインビルで1日4,000人ぐらいそこに来るのだというところの新しい公園、そして電動バスを無料で巡回させながらそこにまた集まるというところで、ぜひとも商売してもらうてくださいますよというような申入れをいただいております。ぜひとも友好都市を代表して頑張ろうとやった矢先にコロナで出店できないというのが非常に頭の痛い問題でありましたが、この緊急事態収束後につきましては、町としては、もう既に電子マネーでの決済、いわゆる現金のやり取りをしなくても、新しい生活様式での商売を実践するのだという形で豊島区が進めておりましたので、担当係、所管では何回か打合せ等も行っておりました。また、これまで、遊佐ノ市、ああ、これで終わりだよねって言っていた皆さんがまた継続して新しい都会との交流ができるのだという喜びの声も実は寄せられておりますので、それら等やっぱりこれまでの友好、ただ友好ばかりでなくて、新たな交流の一つをできれば切り開いていきたいなど、このように思っているところであります。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） ぜひともブランドの活躍の場をしっかり持たせてあげたいなというふうに思っておりますので、これを機会にエンジンを吹かしてしっかりして仕事をしていただきたいなど、そんなふうに思います。

あとは、鳥海アワビ、返礼品にしました。昨年度は、稚貝を購入しなかったという話を聞いております。予算として決めたのは、コロナ騒ぎの前なのだと思います。今まで非常に力を入れてきたアワビの陸上養殖事業であります。実施計画を見ますとあくまでも実験ということでありますが、この今のアワビの陸上養殖事業はどの立ち位置であるのか、ここをしっかりとしないと、これからの陸上養殖がどのようにやっていけばいいのか。実施計画は、令和5年度までずっと500万円ずつの予算を組んであります。ところが、令和3年度を見ますと143万円ほどになっております。ということは、考え方としては縮小していくのだという、実験がもう終わったので、それでいいのかというような形になりますが、これはどうなのでしょう。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

予算的に少し少なくなっているというお話でした。アワビについても今5年をかけてやっと養殖事業が軌道に乗ってきたというところでありますので、今後は新たな、近くにサクラマスの養殖をやっているマ

ルハニチロさんもおりますけれども、マルハニチロさんも含め、どちらかの企業さんが商業ベースに乗せるような形で養殖事業を行えば一番いいのでありますけれども、今のところはそういった業者さんがまだ見つかっていないという状況でございますので、役場としてさらに販売のために規模拡大は今のところは考えておりません。ですので、まずは今の規模を維持しながら、実際引き継いでいただける企業を今後探しながら、商業ベースに乗せるような形になっていければいいなと思っております。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） まずは、職員の本当に努力で、自治体がここまでうまくやるなんて当初誰も思わなかったと私は思っております。本当にすごい成功例の一つだというふうに思っております。ただ、そこから上のほうがまだ完成されていないと。なので、上があって初めて下の部分が生きるの、早めにどうかしなければいけないということです。なので、具体的なことを模索しながらやっていると、いつまでも実証実験で終わると、いつまでも返礼品で終わるといような部分になっては、せっかくの思いが台なしになるということも考えられますので、上の部分をこれから販売、それから誰に引き継ぐのか、それをしっかり検討していただきたい、そんなふうに思っております。

それでは、次に移ります。先ほど町長からは、交付金だとか指定管理料、それから補助金、適正に交付しているのだということでもあります。憲法にのっとり、地方自治法にのっとり、しっかりしてチェック体制をしながら交付しているということでもあります。まずは、いろんな部分、全体を合わせれば、町内における補助金、交付金、指定管理料というのは全体で合わせると金額的にはどれぐらいになるのか、総務課長、分かりますか。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

負担金補助及び交付金の予算ベースでの金額でありますけれども、令和2年度で申し上げますと27億2,661万7,000円という金額になってございます。ただ、これは新型コロナの対応部分、定額給付金も含んだ数字になってございますので、その金額が13億5,390万という金額でありますので、それを引きますと13億7,270万円ほどの金額になります。過去5年間においても、おおよそ12億円から13億円の金額で推移しているようでございます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 町の経済にとっては、12億円から13億円の金が町から出ているということは、非常に経済の活性化、そして町長も言っていたように、町民サービスの向上、それから専門性、そういうものを含めて、みんな業務委託をしながらやると。先ほど言ったように、ふるさと納税の部分もそういう専門性のあるところに業務委託をすると驚くような伸び率を示したということで、非常に業務委託等は役場でできない部分を各団体で専門的にいろいろ行ってもらえるという、非常に細かいところまでしていただけるということで、大変ありがたい組織であります。いろんな組織があって、1番議員も関わっている商工会とかは、今のコロナで非常に大変な思いで一生懸命やって、町の経済を少しはなるべく下がらないように底上げしていただいている、そういう組織もあります。それは、やっぱり全て町からの交付金だとか補助金のおかげで全体が潤っております。先ほど町長は適切に交付しているのだということでもあります、特にその既決予算というのは本来であれば3月議会で決議されて通れば新年度に入ればすぐ交付するよう

な、そういう類いの予算であります。この予算というのは、何かの事情がない限りはスムーズに予算執行されるものだと考えておりますが、今までその予算執行が少し手間取ったというような、そんな事例はなかったのでしょうか。伺います。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

先ほどの町長答弁にもありましたとおり、定期監査の段階におきまして、遅滞なく支払うようにという指摘を受けてございます。若干遅れはあるようではありますけれども、執行のほうはなされているかと思えます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 若干の遅れはあるが、執行されているというふうであります。執行されないところ、執行されないということはないので、それはそれでいいのですけれども、若干遅れた部分が過去にあったというような私も記憶がありますので、なぜかなというふうに思っております。分かる範囲で、総務課長、あのときは企画課長だったと思いますが、分かる範囲でお答え願えばありがたいと思います。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

補助金の支出につきましては、各課原課の対応それぞれなるわけでありまして、それぞれの事業の進捗状況、その他の状況を判断して執行することになりますので、あくまでもそこは原課の対応という範囲において支出されるという認識をしてございます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） その予算というのも既決予算でありまして、4月当初で執行されるべきの予算だと私は思っております。そこに何らかの問題があつて遅れたということになりますが、たしかその辺は企画課長が担当課ではなかったのかなというふうに思いますが、説明を願います。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

当時企画課長をしていたときのお話だと思いますけれども、そのときの事情今頭にございませんで、詳細な説明はできませんけれども、先ほども説明したとおり、そのときの執行状況等によって判断をさせていただいたということでございます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） その状況に応じて判断したということは、それなりの状況があったということになります。それなりの事情を思い出していただいて、どういう事情があったのか私は伺いたいところでありました。

町長にお聞きします。既決予算というのは、速やかに執行する予算であると私は考えておりますが、もし何かの都合で執行できないというのがどういう状況下にあるのか、町長としてのお考えを伺います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 自分が監査委員の時代に、交付要綱と一緒に添付されていないものについては、しっかりと監査室に交付要綱取りつけるようにという指示をしたときもありましたし、また一つ、全ての

事業が4月で完結するわけでないわけですから、何回かに分けてそういえば交付したというような思いはたしかあります。それは、自分が監査委員のときに、全部決定しないうちから全額払っていいのという、それは今の代表監査がちょうど次長をしていたときですか、そういう議論が監査室であって、やっぱり監査として交付要綱等、全額を一回ではなくて、何回かに分けて指定管理料も交付するよという事で、例えば体協の体育館の管理とかして、図書館もそうです。一遍ではなくて、やっぱり分けて、それぞれの第1四半期、第2四半期、第3四半期、第4四半期という形での交付があったように思い出せます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 事業をやりつつ分散、分散というか、分けながら交付、それはそれとしてあります。ただ、毎年年度初めに交付された補助金が夏頃まで放置されたという話を聞いております。最終的には町長印が押されて初めて執行になります。最終的な印がなかなか押してもらえなかったという話も聞いております。やっぱりそこはいろんな問題があったのではないかというふうに私は推測するところでありまます。町長、何か問題あったのでしょうか。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 今決裁でいくと、支払いについては印鑑は使っておりません。印鑑は使っておりませんよな。今の出納決算では電子決裁になっていますので、電子決裁の中での不都合、それはあったのかもしれないが、特別出さなかったということはなかったと思います。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 判この有無はいろいろは聞いておりませんが、今判コレスの時代であります。今はどうであろうと最終的に町長判断で執行されるわけです、最終的には。町長に断らず予算執行なんてしないはずなので。そこがなかなか出なかったということでもあります。町長、頭をかき上げておりますが、そういう事実があったということでもあります。先ほど演壇では、答弁では、適切に速やかに執行するのだというふうになっております。過去にはそういう事例もありました。総務課長は今記憶にないという話であります、私からはしっかり文書で答えていただきたいというふうに思っております。なかなか、人件費等に関わる予算ということもあれば、余力のない団体は人件費も払われないような状況に陥ります。これは、団体によっては非常に苦しくなるわけです。予算執行というのは、町民のサービス向上と先ほど言っておりましたそのところですよ。やはり細かい部分、町でできない部分を業務委託して、しっかりした町民サービスするというのが業務委託の最大のポイントであります。その予算がなかなか執行できないというのは、かなりの問題があるのではないかというふうに思っております。これからはそのようなことがないように私は希望いたしますが、町長、どうでしょうか。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 決裁についての書面での申請等については、各案ごと忘れたことのないよという形で指示をしていますし、特に12月の課長会議ではいつもいつも会計管理者からは課長会議でいつでも支払いの忘れがないよという事、特に3月末から5月の出納閉鎖期までは、非常にかつては職員の中の請求書がかなり大量に出てきて、年度を越して処理しなければならないという現状もあったわけですから、遊佐町ではかなりこれまでそういう例が何回かありましたので、それら等年度を越しての忘れのないよ。例えば財産区もそういえばあったな。財産区の管理費が一般会計に繰り入れていなかっ

たという事態で、次の年に2年分もそういえば払っていただいたという記憶もあります。やっぱり年度越してのそれはないようにお願いしたいと、そのような指示は会計管理者からいつでも12月、それから3月末等には課長会議で発言をしていただいております。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） まずは、現実になんかそういうことがあったということでもありますので、今後ないようにしっかりよろしく願って、私の一般質問を終わります。

議長（土門治明君） これにて10番、高橋冠治議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問は全員終了いたしました。

ここで、会議時間の延長についてお諮りをいたします。本日の日程が終了するまで会議時間を延長することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程が終了するまで会議時間を延長いたします。

日程第2から日程第19まで、議第9号 令和3年度遊佐町一般会計予算ほか特別会計等予算6件、条例案件5件、事件案件6件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会議務局長。

事務局長（佐藤廉造君） 上記議案を朗読。

議長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第9号 令和3年度遊佐町一般会計予算。本案につきましては、さきの施政方針の中で令和3年度の予算編成における基本的な考え方と国及び地方財政を取り巻く状況について、その大要を申し述べさせていただきました。本町においては、極めて厳しい現下の経済情勢等にあつて、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、所要の財源を確保し、住民生活の安心、安全を守るとともに、地域経済を支え、地域活力を回復させていくという基本理念の下、効率的な行政システムを確立し、持続性のある財政運営を目指していく必要があります。

このような状況を踏まえまして、令和3年度一般会計予算の編成に当たっては、健全財政の確保に留意しつつ、遊佐町総合発展計画（第8次振興計画）に基づく第5期実施計画を基本とした計画行政の推進を図るとともに、事業の重点化や見直しに取り組み、予算編成したところであります。令和3年度一般会計当初予算の総額は、89億3,700万円で、前年度当初予算比1億4,900万円、1.6%の減としております。

一般会計の歳入について申し上げますと、町税は総額で13億1,432万4,000円となり、前年度対比2.6%の減と見込んでおります。各種交付金につきましては、交付実績を参考に推計し、計上いたしました。地方交付税につきましては、前年度対比1億4,425万6,000円、4.7%増の32億3,241万3,000円を見込んだところであります。国庫支出金につきましては、前年度対比9,800万7,000円、16.4%増の6億9,401万円、県支出金につきましては前年度対比2,204万円、3.2%減の6億6,681万4,000円を見込んでおります。繰入金につ

きましては、財政調整基金のほか、各基金繰入金などを前年度対比1億5,007万6,000円、19.4%増の9億2,338万4,000円といたしております。地方債におきましては、前年度対比6億6,780万円、40.4%減の9億8,680万円を計上いたしました。

一方、これに対応する歳出につきましては、人件費で前年度対比1,818万9,000円、1.3%の増、一般行政経費では扶助費で前年度対比625万4,000円、0.46%の減、物件費が前年度対比1億7,856万6,000円、17.7%の増、補助費で2億585万7,000円、14.8%の増となった結果、一般行政経費全体では40億9,049万7,000円で前年度対比4億593万9,000円、11.0%の増といたしました。投資的経費では、橋梁長寿命化修繕計画事業等の計上額が増加した一方、新庁舎建設事業の計上額が大幅に減少したことにより、前年度対比5億8,508万円、30.3%の減、13億4,699万9,000円といたしました。繰出金は、水道事業会計並びに国保、介護、後期高齢者、下水道の各特別会計に対する繰り出しに対応するため、総額で11億7,737万3,000円を計上し、前年度対比1,495万2,000円、1.3%の増といたしました。

新規事業といたしましては、小学校適正整備事業として2億6,889万円、遊佐パーキングエリアタウン整備事業として8,260万円、舞鶴地区若者定住住宅地建設整備支援事業として1,320万円、議会ICT化推進事業として393万円、高齢者安全運転支援事業費補助金交付事業として200万円、図書館開館30周年記念事業で100万円などを計上しています。

その他特徴的な事業としては、新庁舎関連事業として3億3,322万6,000円、橋梁長寿命化修繕計画事業として2億6,400万円、すくすくゆざっ子支援金支給事業として2,377万3,000円、定住促進のための事業として3,334万8,000円、雇用、経済対策として持家住宅リフォーム・定住促進住宅建設整備支援金交付金事業で6,000万円、産業活性化対策事業で700万円をそれぞれ計上しております。また、遊佐高校就学支援事業で2,493万8,000円、ジオパーク推進事業844万3,000円、ふるさとづくり寄附金事業2億981万円、中山間地域直接支払事業1億28万8,000円、農地に係る多面的機能支払交付金事業1億2,919万8,000円、松くい虫防除対策関係経費として3,250万円、町道維持整備及び新設改良事業で1億1,341万6,000円などがあります。さらには、誘致企業に対する支援として産業立地促進資金貸付金1億4,865万3,000円、各地区まちづくり協議会の自主的な運営と地域づくり活動を支援するため、まちづくり活動支援事業として5,436万8,000円をそれぞれ計上しています。

次に、第2表の債務負担行為についてであります。令和4年度以降に及ぶ債務が確実な経費として、すくすくゆざっ子支援金、子育て世帯移住奨励金、住宅リフォーム資金利子補給補助金等を計上しております。

以上、令和3年度一般会計予算の概要について申し上げます。国や県の厳しい財政状況の中、今後の財政運営に当たっては、これまで同様財政健全化指標の推移に留意しながら、特別会計等を含めた連結ベースでの立体的な財政評価を行い、町財政全般にわたる安定化のための施策に引き続き取り組んでまいります。改めて町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

議第10号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計予算。近年の少子高齢化に伴い、被保険者数が減少する一方、保険給付費は増加し、国保財政は恒常的に厳しい状況となっております。引き続き収納率の向上に努めるとともに、疾病の予防、早期発見及び早期治療につながる特定健診診査をはじめとする保健事業等のさらなる充実を図りながら、適正な運営に努める必要があります。これらを踏まえ、令和3年度遊

佐町国民健康保険特別会計の予算総額を14億5,100万円とし、前年度当初予算比では3,100万円、約2.1%の減とするものであります。

歳入の主な内容については、保険税で2億8,443万8,000円、県支出金で10億1,962万1,000円、繰入金で1億4,474万2,000円とするものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で3,764万5,000円、医療給付費で10億846万1,000円、保健事業費で2,323万8,000円、国民健康保険事業費納付金で3億7,681万6,000円とするものであります。

議第11号 令和3年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算。本案につきましては、改築更新事業費と維持管理業務費等を見込み、歳入歳出予算の総額を6億8,500万円とし、対前年度当初予算比では6,200万円、10.0%の増とするものであります。改築更新事業としては、ストックマネジメント計画策定業務とマンホールポンプ通報装置の更新を予定しております。

歳入の主な内容につきましては、受益者負担金で235万円、下水道使用料及び手数料で1億5,035万3,000円、国庫補助金で4,000万円、一般会計繰入金で4億4,900万円、繰越金で848万3,000円、諸収入で281万4,000円、町債で3,200万円とするものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、一般管理費の職員給与関係費、処理場の運転管理費及び公営企業会計移行業務委託費等で1億4,102万9,000円、下水道建設費の職員給与関係費、計画策定業務委託費及び更新工事費等で9,532万8,000円、公債費の起債元利償還金で4億4,857万円、予備費で7万3,000円とするものであります。

議第12号 令和3年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算。本案につきましては、農業集落排水事業4処理区の維持管理業務費等を見込み、歳入歳出予算の総額を9,300万円とし、前年度当初予算と同額としております。

歳入の主な内容を申し上げますと、使用料及び手数料で1,918万円、一般会計繰入金で7,300万円、繰越金で81万円、諸収入で1万円といたしました。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費の総務管理費で3,340万2,000円、公債費の起債元利償還金で5,889万8,000円、予備費で70万円とするものであります。

議第13号 令和3年度遊佐町介護保険特別会計予算。本案は、第8期介護保険事業計画期間の最初の年度に当たり、これまでの要介護認定者の増加や介護サービスの利用状況、総合事業の実績等を踏まえ、第8期介護保険事業計画が遂行できるよう、予算編成を行い、提案するものであります。また、引き続き介護予防事業の取組をより一層推進することにより、介護給付費を抑制することはもちろん、支え合い体制を構築することにより、高齢者が安心して生活できるよう、町、地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護サービス事業所及び医療機関等の関係機関が連携し、各種事業を進めていきます。以上のことを踏まえ、令和3年度遊佐町介護保険特別会計の予算総額を19億3,000万円とし、前年度当初予算比で300万円の減とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、保険料で3億7,909万円、国庫支出金で4億8,150万6,000円、支払基金交付金で5億24万6,000円、県支出金で2億6,800万8,000円、繰入金で3億110万円とするものであります。

一方、これに対応する歳出の主な内容につきましては、総務費で4,418万8,000円、保険給付費で18億1,000万円、地域支援事業費で7,484万円とするものであります。

議第14号 令和3年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算。本案につきましては、山形県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、各市町村でその窓口業務を行うこととして設けております。山形県後期高齢者医療広域連合における事務内容は、被保険者の資格管理や保険料等の決定及び賦課、また保険給付費の支給決定や保健事業の計画等であります。

一方、市町村における事務内容につきましては、被保険者の資格や給付に関する各種申請等の受付及び保険証の引渡し、また保険料に関しては納入通知の送付及び保険料の徴収であり、徴収した保険料は山形県後期高齢者医療広域連合へ納付しております。これらを踏まえ、歳入歳出予算の総額を1億8,610万円とし、前年度当初予算比では810万円、約4.2%の減とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、後期高齢者医療保険料で1億2,150万1,000円、繰入金で6,430万円とするものであります。

一方、これに対応する歳出の主な内容につきましては、総務費で130万円、後期高齢者医療広域連合納付金で1億8,450万円とするものであります。

議第15号 令和3年度遊佐町水道事業会計予算。本案につきましては、安全、安心な水道水の供給を図るため、水道事業の健全な経営基盤の強化、維持管理経費等の節減に努めるとともに、公営企業の効果的、効率的経営を目指し、予算編成をいたしたものであります。内容について申し上げますと、上水道管網整備事業についての実施設計及び工事に着手するほか、各施設、管路の耐震化計画策定等を事業費として計上したところであります。

まず、業務の予定量といたしまして、給水戸数と給水人口を4,600戸、1万3,200人とし、年間総給水量を145万立方メートル、1日平均給水量を3,973立方メートルほど設定したところであります。また、建設改良事業につきましては、上水道管網整備事業、耐震化計画策定事業、水道施設台帳作成事業等を行うため、1億3,100万円を、事業費に計上したところであります。

次に、収益収支につきましては、水道事業収益の予定額を4億398万9,000円とし、その主な内容は給水収益で3億4,404万9,000円、消火栓工事負担金の受託工事収益で450万円、消火栓維持管理の負担金で210万円などで、営業収益合計で3億5,134万9,000円とし、営業外収益としては下水道使用料徴収経費負担金で、460万5,000円、加入金で89万7,000円などで、営業外収益合計で5,263万円としたものであります。

一方、これに対する水道事業費用の予定額は3億8,724万6,000円とし、主たる費用は営業費用の取水配水給水費で9,670万5,000円、消火栓工事費用の受託工事費で450万円、職員給与関係、料金賦課収納業務等の総経費で4,864万6,000円、減価償却費で1億8,776万3,000円などで、営業費用合計で3億4,432万4,000円とし、営業外費用では企業債支払利息2,146万円のほか、消費税納付金等合計で4,183万1,000円としたものであります。

次に、資本的収支につきましては、先ほどご説明申し上げました上水道管網整備、耐震化計画策定等を行うため、資本的支出として建設改良費に1億3,100万円を計上し、企業債償還金1億3,230万円を合わせ、資本的支出予定額を2億6,330万円としたところであります。

これに対する財源といたしましては、企業債としての3,420万円及び旧簡易水道事業に借り入れた企業債の償還に対する一般会計からの繰入金1,660万円が資本的収入予定額となり、資本的収入額が資本的支出額に対する不足額2億1,250万円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度

分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填するものであります。

議第16号 遊佐町中小企業緊急経済対策利子補給等基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について。本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて山形県の制度融資を利用した中小企業に対する利子の補給等に要する経費に充てるため、遊佐町中小企業緊急経済対策利子補給等基金の積立てに関し、必要な事項を定めるため提案するものであります。

議第17号 遊佐町西浜コテージ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、西浜コテージ村及びキャンプ場について、利用実態に即し、使用料の改定をするため、提案するものであります。

議第18号 四季の森「しらい自然館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、四季の森「しらい自然館」について、運用実態に即し、休館日及び開館日の時間を改定するため、提案するものであります。

議第19号 遊佐町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴い、自動運転の安全性を担保する必要性、歩行者の安全、円滑な通行及び利便の増進を図るべく、遊佐町町道の構造の技術的基準を整理するため、提案するものであります。

議第20号 遊佐町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、道路占用料の額の算定の基礎となる所在地区分、地価水準の変動等を反映した道路法施行令の一部改正に伴い、管内の国道及び県道に準拠し、町道における道路占用料の額に関する規定の整備を図るため、提案するものであります。

議第29号 町道路線の認定について。本案の船森線は、丸池様及び箕輪鮭漁業生産組合孵化場への接続道路として高い需要があるため、町道路線の認定を提案するものであります。

議第30号 町道路線の廃止及び認定について。本案につきましては、新庁舎前道路新設改良工事に伴う路線の変更のため、町道廃止及び認定するものであります。

議第31号 町道路線の廃止及び認定について。本案につきましては、舞鶴地内の宅地造成に伴う既設路線の変更のため、町道を廃止及び認定すると同時に、新設する路線を町道として認定するため、提案するものであります。

議第32号 遊佐町役場新庁舎建設工事に係る請負契約の一部変更について。本案につきましては、遊佐町役場新庁舎建設工事について、契約金額と工期を変更して実施する必要があるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

議第33号 遊佐町役場新庁舎外構工事に係る請負契約の一部変更について。本案につきましては、遊佐町役場新庁舎外構工事について、工期を変更して実施する必要があるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

議第34号 酒田地域広域行政組合同規約の一部変更について。本案につきましては、酒田地区広域行政組合の事務所の位置を変更することについて、地方自治法第286条第2項の規定により酒田地区広域行政組合の規約変更を協議したいので、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、当初予算案件7件、条例案件5件、事件案件6件についてご説明申し上げました。詳細につきま

しては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（土門治明君） 条例案件について、所管の課長より補足説明を求めます。

議第16号について、佐藤産業課長よりお願いいたします。

産業課長（佐藤啓之君） それでは、議第16号 遊佐町中小企業緊急経済対策利子補給等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

概要書を御覧いただきたいと思います。初めに、この条例の制定理由についてですが、このコロナの影響によりまして、特に中小企業で融資を必要とする場合に、年利1.6%の融資について0.6%を受付金融機関で負担し、残り1%を県と町で0.5%ずつ負担する制度資金がございます。これまでそれを借入れた中小企業は28社ございまして、総額では5億6,700万円ということになってございます。この町負担分の0.5%分と融資保証料の町負担分を合わせた額、今年度分につきましては約300万円でございますが、今議会においても保証料を補正計上しておりますが、今後令和10年度まで継続することになります。令和10年度までの利子補給金と保証料の合計額は既に計算をされておりますので、そのうち基金対象となります令和7年度分までの積み上げた額が今回基金に積み立てる額ということになります。なぜ基金にする必要があるかということになりますけれども、内閣府の地方創生推進室で発出した文書で、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業として、利子補給事業または信用保証料補助事業が該当することとなりました。その要件としては、基金条例により対象事業に充当されることが担保されているものであることが必要となってございます。これを踏まえまして、今回基金条例を設定し、そこから毎年度取り崩して支払うことで地方創生臨時交付金の対象になるということでございますので、基金を創設することになり、これにより令和7年度までは町の持ち出しがなくなるということになるかと思っております。

以上から、第1条で基金の設置を規定をしまして、第2条では対象となる令和3年度から令和7年度までの5年間の負担額を積み立てることについて規定をしたものであります。5年間分は、地方創生臨時交付金の対象となるためであります。

第3条では、これまでの基金同様、出納室財政担当から預金するなど、確実な方法で管理していただくことを規定しております。

第4条では、基金利子を一般会計の歳入に計上することを規定をし、令和3年度の当初予算にも計上をさせていただいております。

第5条は、不測の場合に備え、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることを規定したところでございます。

第6条は、基金処分の範囲、今回融資に係る利子補給金と信用保証料補給金に充当する旨を規定しております。

第7条は、この条例に定めるもののほか、必要事項については町長が別に定めるということを規定しております。

そして、附則の第2項には、地方創生臨時交付金の対象となる令和7年度まででこの基金を廃止することとなるため、この条例の失効する期日を規定したところでございます。

なお、これ以降令和7年度までに残った利子等については、通常の歳出予算に計上し、支出することになります。

以上であります。

議長（土門治明君） 次に、日程第20から日程第27まで、議第21号 鳥海ふれあいの里保養施設の指定管理者の指定についてほか事件案件7件を一括議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、1番、本間知広議員の退席を求めます。

（本間知広議員 退席）

議長（土門治明君） 事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会議務局長。

事務局長（佐藤廉造君） 上記議案を朗読。

議長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第21号 鳥海ふれあいの里保養施設の指定管理者の指定について。本案につきましては、鳥海ふれあいの里保養施設の設置及び管理に関する条例第8条の規定により、遊佐町総合交流促進施設株式会社を鳥海ふれあいの里保養施設の指定管理者に指定するものであり、指定の期間を令和3年4月1日から3年間と定め、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

議第22号 四季の森「しらい自然館」の指定管理者の指定について。本案につきましては、四季の森「しらい自然館」の設置及び管理に関する条例第9条の規定により、遊佐町総合交流促進施設株式会社を四季の森しらい自然館の指定管理者に指定するものであり、指定の期間を令和3年4月1日から3年間と定めて、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

議第23号 遊佐町西浜コテージ村の指定管理者の指定について。本案につきましては、遊佐町西浜コテージ村の設置及び管理に関する条例第7条の規定により、遊佐町総合交流促進施設株式会社を遊佐町西浜コテージ村の指定管理者に指定するものであり、指定の期間を令和3年4月1日から3年間と定めて、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

議第24号 遊佐町ふれあい広場の指定管理者の指定について。本案につきましては、遊佐町ふれあい広場の設置及び管理に関する条例第7条の規定により、遊佐町総合交流促進施設株式会社を遊佐町ふれあい広場の指定管理者に指定するものであり、指定の期間を令和3年4月1日から3年間と定め、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

議第25号 遊佐町十六羅漢公園の指定管理者の指定について。本案につきましては、遊佐町十六羅漢公園の設置及び管理に関する条例第5条の規定により、遊佐町総合交流促進施設株式会社を遊佐町十六羅漢公園の指定管理者に指定するものであり、指定の期間を令和3年4月1日から3年間と定め、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

議第26号 遊佐町総合交流促進施設の指定管理者の指定について。本案につきましては、遊佐町総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例第3条の規定により、遊佐町総合交流促進施設株式会社を指定管理者に指定するものであり、指定の期間を令和3年4月1日から3年間と定め、地方自治法第244条の2第

6項の規定により提案するものであります。

議第27号 遊佐町農林漁業体験施設の指定管理者の指定について。本案につきましては、遊佐町農林漁業体験施設の設置及び管理に関する条例第7条の規定により、遊佐町総合交流促進施設株式会社を指定管理者に指定するものであり、指定の期間を令和3年4月1日から3年間と定め、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

議第28号 ゆぎ元町地域交流センターの指定管理者の指定について。本案につきましては、ゆぎ元町地域交流センターの設置及び管理に関する条例第11条の規定により、遊佐町商工会をゆぎ元町地域交流センターの指定管理者に指定するものであり、指定の期間を令和3年4月1日から5年間と定め、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

以上、事件案件8件についてご説明申し上げました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員の除斥を解きます。

（本間知広議員 入場）

議長（土門治明君） 次に、日程第28、予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第9号 令和3年度遊佐町一般会計予算ほか特別会計等予算6件については、恒例により小職を除く議員11名による予算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、予算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、予算審査特別委員会委員長に文教産建常任委員会委員長の齋藤武議員、同副委員長には本間知広議員を指名いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会委員長に齋藤武議員、同副委員長には本間知広議員と決しました。

予算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

（午後5時23分）